



平成30年度

社会教育調査の手引

(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会用)

まえがき

この調査は、我が国の社会教育に関する最も重要な調査として昭和30年度から約3年周期で実施しています。

この調査は、社会教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、体育施設調査、劇場、音楽堂等調査及び生涯学習センター調査の9つの調査で構成されています。

各調査は、都道府県・市(区)町村、都道府県・市(区)町村教育委員会あるいは該当社会教育関係施設に対する全数調査として、平成30年10月1日現在(社会教育事業の実施状況等については29年度間)で行います。

この調査の結果は、国のみならず、都道府県における社会教育行政及び生涯学習の振興に資するための諸施策の検討・立案のための貴重な資料となることを御理解の上、調査票の取扱いや調査実施施設等に対する指導に万全を期し、正確迅速な調査の実施について御協力くださるようお願いいたします。



文部科学省

目 次

I 調査の概要	1
II 調査系統及び問合せ先	3
III 文部科学省から配布する調査票等	6
IV 政府統計オンライン調査システムについて	7
V 都道府県教育委員会の事務	24
VI 市町村教育委員会の事務	29

(参考資料)

① 平成 30 年度社会教育調査提出枚数等一覧	33
② 平成 30 年度社会教育調査スケジュール	34
③ 社会教育調査の名簿更新について	35
④ 事業所母集団名簿の利用について	50
⑤ オンライン調査実施のための操作手順書	52
⑥ 平成 30 年度社会教育調査エラー照会方法について	82
⑦ よくある質問集	83
⑧ 関係法令等	92

◎本年度調査の変更点

公民館調査票, 図書館調査票, 博物館調査票, 青少年教育施設調査票, 女性教育施設調査票, 体育施設調査票及び劇場, 音楽堂等調査票について, 設置者の法人番号の記入欄を追加。

社会教育行政調査票, 公民館調査票及び生涯学習センター調査票について, 調査項目「学級・講座」の「学習内容別区分コード表」を変更。

I 調査の概要

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施するものです。

1 調査の目的

この調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的としています。

2 基幹統計調査

基幹統計調査とは、国が実施する重要な調査で、統計法により次のように定められています。

- (1) 調査票の報告を求められた者（報告義務者）は、必ず、調査票に所定の事項を記入し、定められた方法で報告しなければなりません。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には罰則の適用を受けることがあります。
- (2) 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省、都道府県及び市町村の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

3 開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い

調査関係書類のうち次に掲げるものについては、統計法第3条第4項、第40条及び第41条の規定により不開示とします。

- (1) 社会教育調査を作成するために集められた調査票（個々の調査対象ごとにその報告又は報告内容が判別できるような形で統計の報告が記載された調査関係文書で電磁的記録を含む。）
- (2) エラーリスト及びそれに類する文書で個々の調査票の報告又は報告内容が判別できるもの
- (3) 社会教育調査の公表期日（日時）以前の集計結果
ただし、社会教育調査規則第10条第2項に定められているとおり、都道府県の教育委員会は、当該都道府県についての調査結果を文部科学大臣の公表以前に公表することができます。この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとします。

なお、社会教育施設等名称ファイルについては、設置者の名称、連絡先等の不開示情報を除き開示できます。

4 調査結果の利用

この調査の結果は、次のように利用されます。

- (1) 社会教育行政上必要な施策の検討・立案及び法案検討のための基礎資料
- (2) 教育委員会における利用
- (3) 各種行政資料
- (4) 大学等における学術研究のための基礎資料

5 調査結果の公表

この調査の結果は「社会教育統計中間報告（社会教育調査の結果中間報告）」及び「社会教育統計（社会教育調査報告書）」として公表するとともに、文部科学省のホームページにおいても公表します。

6 調査の期日

この調査は、平成30年10月1日現在で調査します。

ただし、事業実施状況及び利用状況等については平成29年度間（平成29年4月1日から平成30年3月31日）とします。

7 調査票の種類、範囲及び主な調査事項

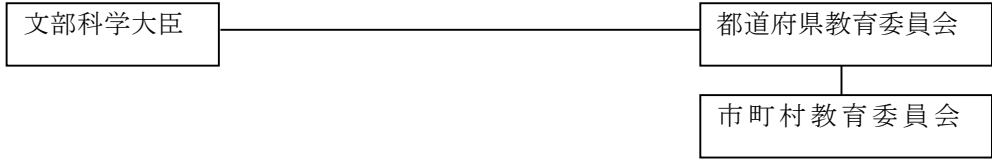
この調査票の種類、範囲及び主な調査事項は、次のとおりです。詳細は、各調査の手引を参照してください。

調査票の種類	調査の範囲	主な調査事項
1 社会教育行政調査票	① 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合の教育委員会を含む。） ② 地方公共団体（知事・市町村長部局）が実施する関連事業 ③ 都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	1 社会教育関係職員に関する事項 2 社会教育委員等に関する事項 3 情報提供方法 4 社会教育関連事業の実施状況
2 公民館調査票	① 社会教育法第 21 条の規定に基づき設置された公民館 ② 同法第 42 条に規定する公民館類似施設のうち、 <u>市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの</u>	1 職員に関する事項 2 施設の状況 3 設備の状況 4 事業実施状況 5 利用状況
3 図書館調査票	① 図書館法第 2 条に規定する図書館 ② 図書館法第 29 条に規定する図書館同種施設のうち <u>地方公共団体が設置したもの</u>	
4 博物館調査票	① 博物館法第 2 条に規定する博物館 ② 同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設 ③ 博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設	
5 青少年教育施設調査票	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設	
6 女性教育施設調査票	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設	
7 体育施設調査票	一般の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	
8 劇場、音楽堂等調査票	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で、座席数 300 席以上のホールを有するもの	
9 生涯学習センター調査票	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	

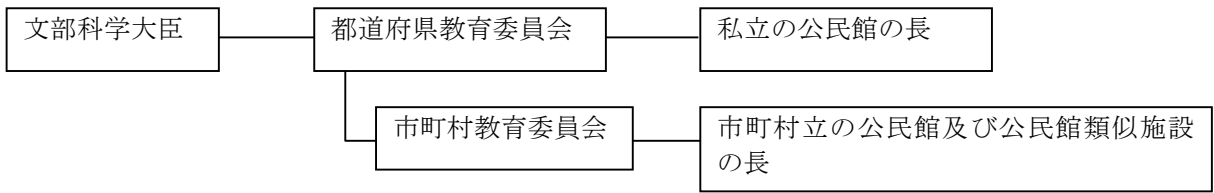
Ⅱ 調査系統及び問合せ先

1 調査系統

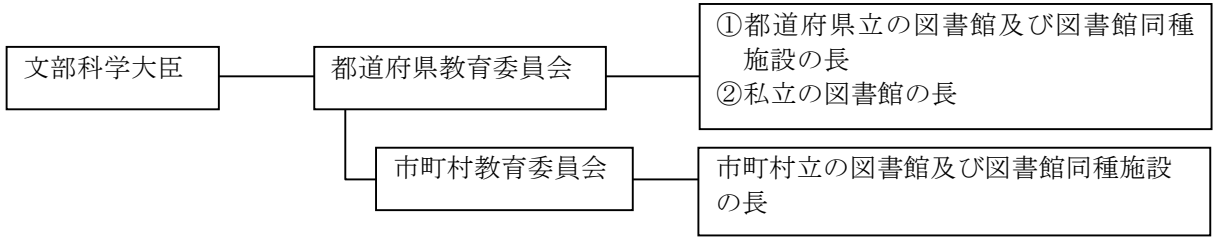
(1) 社会教育行政調査票



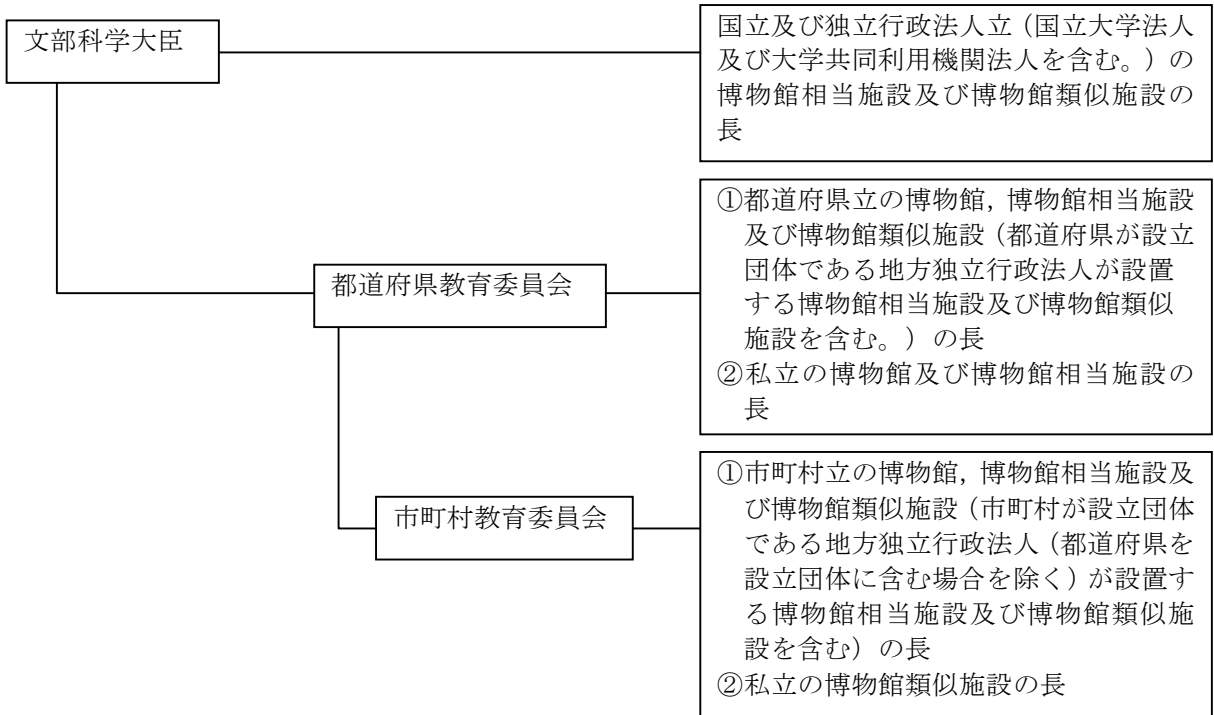
(2) 公民館調査票



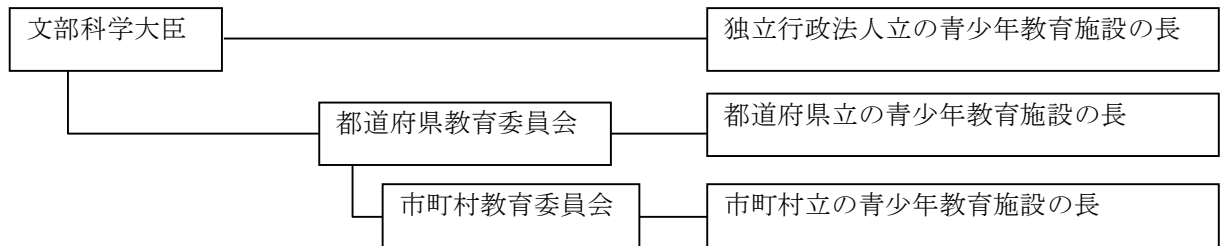
(3) 図書館調査票



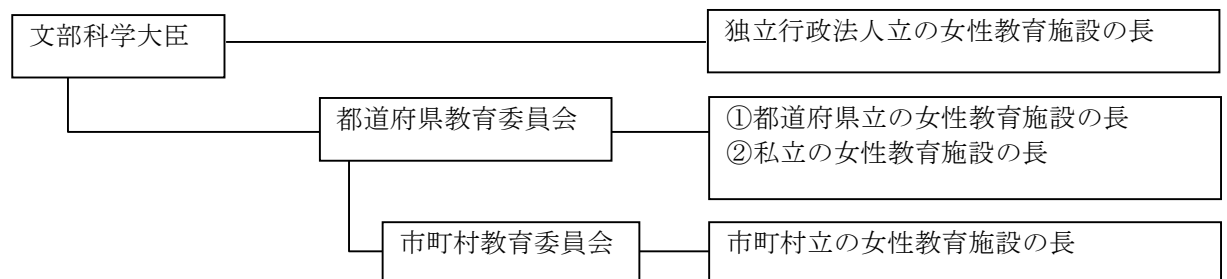
(4) 博物館調査票



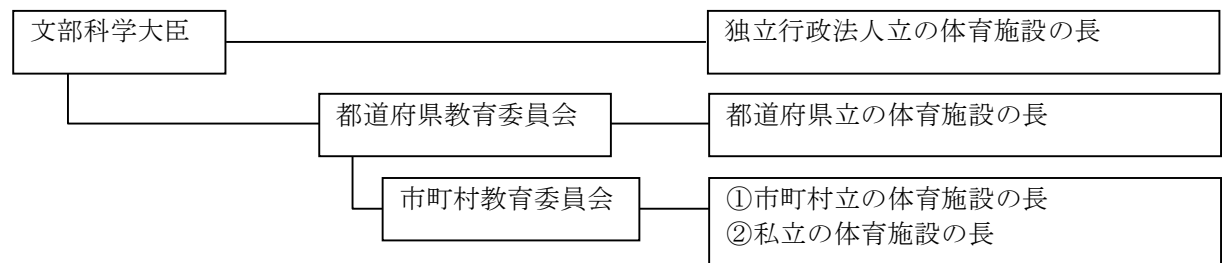
(5) 青少年教育施設調査票



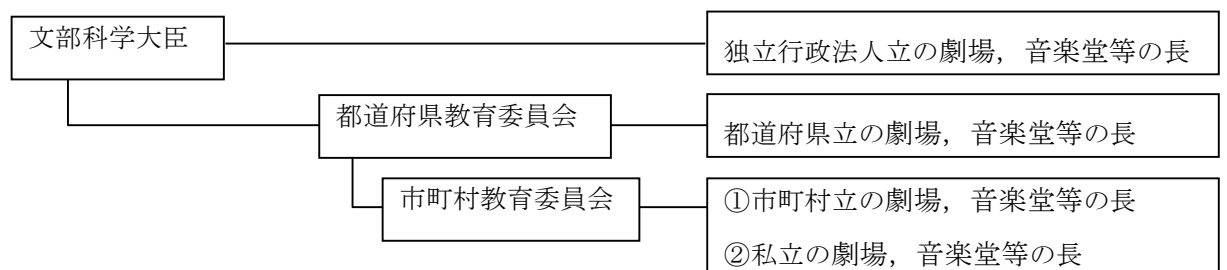
(6) 女性教育施設調査票



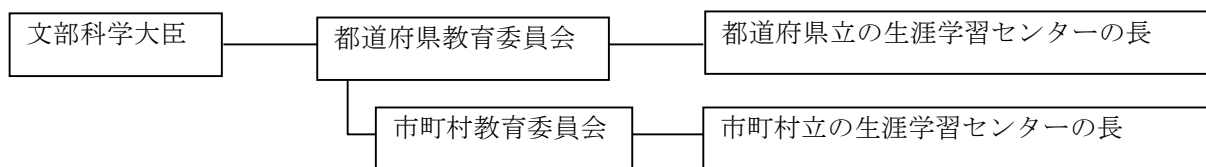
(7) 体育施設調査票



(8) 劇場，音楽堂等調査票



(9) 生涯学習センター調査票



2 問合せ先

(1) 調査内容に関すること

都道府県教育委員会

問合せ先…文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門調査係*

※平成30年10月以降、組織再編により文部科学省総合教育政策局政策調査課専門調査係(仮)に名称変更

電話:03-5253-4111 (内線 3240, 2262)

電子メール: chousa@next.go.jp

FAX:03-6734-3714

問合せ時間…土・日・祝日を除く 9:30~12:00, 13:00~18:15

市町村教育委員会

問合せ先…都道府県教育委員会

(2) 政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)に関すること

問合せ先…政府統計共同利用システムヘルプデスク

電話:042-257-3398

電子メール: (L G W A N 経 由) : support@e-stat.nstac.go.jp

(インターネット経由*) : support@e-stat.go.jp

※ インターネットは、ネットワーク環境が整備されていない等の事情により総合行政ネットワーク(LGWAN)が利用できない教育委員会が統計センターに手続きを行うことにより利用することができます。上記ヘルプデスクへ御連絡ください。

問合せ時間…土・日・祝日を除く 9:30~20:00

Ⅲ 文部科学省から配布する調査票等

1 各報告義務者に配布する調査票等の標準配布部数は、次表のとおりです。

区分	配布先	配布部数		
		調査票	手引	
調査票及び手引（各調査用）	1 社会教育行政調査	各都道府県教育委員会	2部	1部
		各市町村教育委員会	3部	1部
	2 公民館調査	各報告義務者	3部	1部
	3 図書館調査	各報告義務者	3部	1部
	4 博物館調査	各報告義務者	3部	1部
	5 青少年教育施設調査	各報告義務者	3部	1部
	6 女性教育施設調査	各報告義務者	3部	1部
	7 体育施設調査	各報告義務者	3部	1部
	8 劇場、音楽堂等調査	各報告義務者	3部	1部
9 生涯学習センター調査	各報告義務者	3部	1部	
手引（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会用）	各都道府県教育委員会 各市町村教育委員会		1部 1部	

（注）文部科学省から配布する調査票等には、上記の調査実施施設分のほか、都道府県教育委員会分及び市町村教育委員会分が含まれます。

2 電子データ

- ① 説明会における配付資料
- ② 平成30年度 社会教育調査提出枚数等一覧
- ③ 社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書
- ④ 調査票データ作成ツール及び説明書
- ⑤ 平成27年度社会教育調査時のデータ一式（訂正用帳票）
- ⑥ 平成30年度社会教育調査「調査対象者ID」「パスワード」
- ⑦ 「事業所母集団DB」名簿

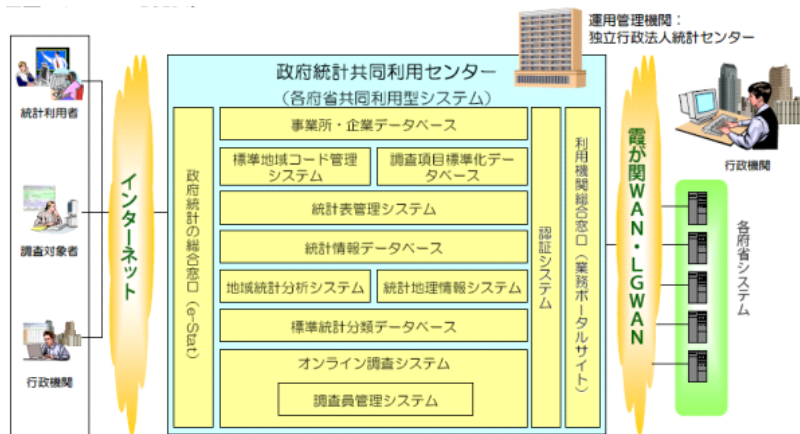
IV 政府統計オンライン調査システムについて

1 政府統計共同利用システムの概要

電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会決定）に基づき策定された「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の中に盛り込まれているシステムです。政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化を図るため、従来、各府省で個々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省が共同で利用できるようにすることを目的として構築されたシステムです。

社会教育調査の実施に際しては、このシステムのうちオンライン調査システム（以下政府統計オンライン調査システムという）を利用します。

政府統計共同利用システム概要図



2 政府統計オンライン調査システム利用のメリット

① 調査事務作業の合理化

紙の調査票への転記や郵送作業が不要であり、修正も容易です。

② 入力漏れや誤入力の自動チェック

施設においては、調査内容の自動審査により、入力漏れや誤入力を防ぐことができます。教育委員会における審査は、基本的に受付状況の確認をするだけです。

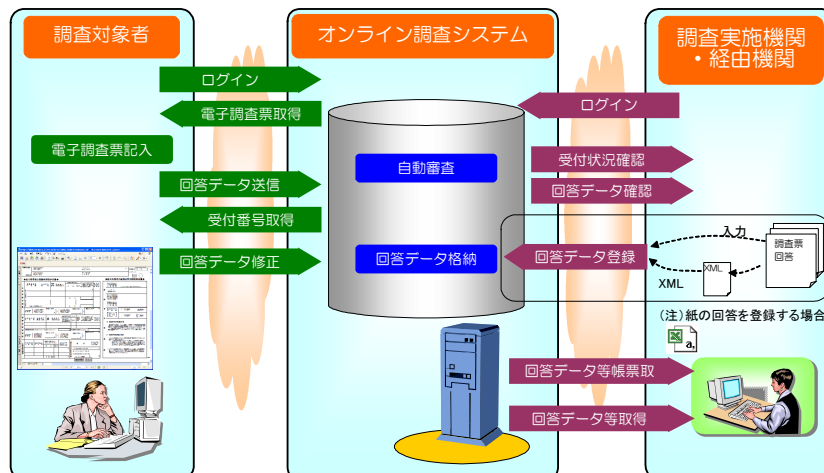
③ 調査票提出後の文部科学省からの確認や修正依頼の減

システムの自動審査による入力漏れや誤入力の減等により、文部科学省からの問合せや修正依頼が減ります。

3 政府統計オンライン調査システムによる調査の流れ

本システムによる調査の流れは、次の図のとおりです。

政府統計オンライン調査システムによる調査の流れ



4 利用環境

政府統計オンライン調査システムを利用するためには、以下の環境が必要です。

OS	ブラウザ	
	Internet Explorer の場合	Internet Explorer 以外の場合
Windows 7 SP1	Internet Explorer 11.0	Mozilla Firefox 58.0
Windows 8.1(※1)		Google Chrome 64.0
Windows 10(※1)		Microsoft Edge 41 (※2)
Mac OS 10.13	-	Safari 11.0

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 「Windows 10」での利用に限ります。

通信環境：総合行政ネットワーク（LGWAN）接続が可能であること。

TLS 1.2以上の暗号化通信が可能であること。

5 政府統計共同利用システムへの接続

パソコンのインターネットブラウザを起動してアドレス欄に以下の URL を入力し「Enter」キーを押すことによって接続することができます。

ネットワーク環境	URL
総合行政ネットワーク（LGWAN）	https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp
インターネット*	https://business-process-outsourcing.e-stat.go.jp

※ インターネットは、ネットワーク環境が整備されていない等の事情により総合行政ネットワーク（LGWAN）が利用できない教育委員会が手続きを行うことにより利用することができます。

以下の操作画面は、平成 30 年度運用時とは時期名称等が若干異なる可能性があります。説明をよくお読みいただき、画面を参考に操作してください。

政府統計共同利用システム

ログイン

[お問い合わせ](#)

[ヘルプ](#)

トップ

業務INDEX

-
-
-
-

全て

各府省から

運用機関から

メンテナンス情報

[全てのお知らせを表示](#)

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/05/18
⚠	運用機関から	【事後報告】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/15
⚠	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/11
	各府省から	H30地方教育費調査の「オンライン調査システム操作手順書」の掲載について	2018/05/08
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その6）	2018/04/13
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その5）	2018/04/12

6 ログイン（認証手続き）

- (1) 政府統計共同利用システムの各システムを利用するためにはログインが必要です。
ブラウザのアドレス欄に政府統計共同利用システムの URL を入力し、「Enter」キーを押すと、以下の画面が表示されますので、左上の「ログイン」をクリックします。

政府統計共同利用システム
利用機関総合窓口

ログイン

お問い合わせ ヘルプ

トップ

業務INDEX

統計担当者用のページ

その他コンテンツ

統計調査等業務最適化関係

操作マニュアル・研修資料等

関係規程・手続き等

1 全て 2 各府省から 3 運用機関から 4 メンテナンス情報

全てのお知らせを表示

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/05/18
▲	運用機関から	【事後報告】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/15
▲	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について	2018/05/11
	各府省から	H30地方教育費調査の「オンライン調査システム操作手順書」の掲載について	2018/05/08
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その6）	2018/04/13
	各府省から	平成30年度学校基本調査（初等中等教育機関）の運用について（その5）	2018/04/12

- (2) 「ユーザ ID」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。
※ ユーザ ID は、入力欄下部の「次回からユーザ ID の入力を省略」にチェックを入れることにより、記憶させることができます。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口
認証

ログイン

※印は必須入力です

ユーザID※

パスワード※

次回からユーザIDの入力を省略

ログイン キャンセル

①課室管理者から通知されたユーザ ID (12 桁) 及びパスワードを入力します。

②ログインをクリック。

(3) 初回ログイン時には、パスワードを必ず変更する必要があります。同時に、メールアドレス及びシステム上の表示名を登録します。全ての項目に入力したら、「次へ」をクリックします。

The screenshot shows a web form titled "パスワード変更" (Change Password) under the "認証" (Authentication) section. The form includes fields for "パスワード" (Password), "パスワード (確認)" (Confirm Password), "E-Mail", "E-Mail (確認)" (Confirm E-Mail), and "表示名" (Display Name). A "次へ" (Next) button is at the bottom right. Three red callout boxes provide instructions: ① points to the password fields, stating a new password of 8 alphanumeric characters (uppercase, lowercase, and numbers) is required; ② points to the email and display name fields, stating they should be entered; ③ points to the "次へ" button, stating to click it.

(4) 政府統計共同利用システムにログインするには、ワンタイムパスワードトークンが必要です。

ワンタイムパスワードトークンの「ID」及びトークンに表示される「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。

The screenshot shows a web form titled "ワンタイムパスワードログイン" (One-time Password Login) under the "認証" (Authentication) section. It has fields for "ワンタイムパスワードID" (One-time Password ID) and "ワンタイムパスワード" (One-time Password). A checkbox "次回からワンタイムパスワードIDの入力を省略" (Omit one-time password ID input from next time) is checked. A "ログイン" (Login) button is at the bottom right. Two red callout boxes provide instructions: ① points to the ID and password fields, stating the 5-digit ID and 6-digit password from the token should be entered; ② points to the "ログイン" button, stating to click it. Below the form is a box with instructions for using the token and an image of a VASCO token with a "ボタン" (button) label.

※ ワンタイムパスワード ID は、「次回からワンタイムパスワード ID の入力を省略」にチェックを入れることにより、記憶させることができます。

(5) これでログインは完了です。

7 「オンライン調査システム」の操作について

(1) ログイン後、画面左上に「パスワード変更」画面で設定した「表示名」が表示されていることを確認します。確認後、業務 INDEX の「オンライン調査システム」をクリックします。

政府統計共同利用システム

利用機関総合窓口 文科 太郎

① ログイン後、ログインしているユーザ名が表示されます。

② 業務 INDEX から「オンライン調査システム」をクリックします。

状況	カテゴリ	タイトル	掲載日
		調査システム 督促メールが正常に配信	2018/01/15
		システム (利用機関側) 審査機能	2018/01/15
		に伴う政府統計共同利用システムの	2018/01/15
		一部機能の停止 1/13 21:00~ 1/14 7:00 (予定)	2018/01/15
!	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について	2018/01/15
!	運用機関から	【復旧連絡】統計表管理システム、統計情報データベースの表示確認機能について	2018/01/11
	運用機関から	【連絡】その他コンテンツについて	2018/01/04
	運用機関から	事業所母集同データベースのお知らせ	2018/01/03
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修 (第2回) (12/5, 8開催分)	2018/01/02
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修 (第2回) (12/4, 7開催分)	2018/01/02

(2) 政府統計名の一覧から「社会教育調査」を選択します。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択

統計調査選択

4 件中 1 - 4 件表示

指定ページを表示 最初 前 1 次 最後

政府統計コード	政府統計名	選択
00400002	学校保健統計調査	選択
00400003	学校教員統計調査	選択
00400004	社会教育調査	選択

政府統計名から「社会教育調査」の「選択」ボタンをクリックします。

(3) 社会教育調査のオンライン調査システムメニューが表示されます。

この画面において、後に示す調査票の提出期限の設定、電子調査票の受付状況の確認及び回答データの取得等の操作を行います。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー

業務システム終了

お問い合わせ ヘルプ

業務メニュー

政府統計コード: 00400004
政府統計名: 社会教育調査

> 実査準備

> 審査事務

社会教育調査の業務メニュー画面になっていることを確認してください。

8 調査票提出期限の指定

調査実施施設に対して表示される「提出期限」を設定できます。

各都道府県における審査等の期間を勘案し、文部科学省への提出期日（平成30年12月10日（月））に間に合うように設定してください。

(1) 業務メニューから「実査準備」を選択します。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー

業務メニュー

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査

> 実査準備

> 審査事務

「実査準備」をクリックします。

(2) 「実査準備」メニューから「提出期限設定」を選択します。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 統計調査情報

実査準備メニュー

統計調査の設定

審査経路

調査実施の設定

提出期限情報設定

準備完了指示

統計調査情報

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査

「提出期限情報設定」をクリックします。

(3) 「調査実施時期名称」のプルダウンメニューで「平成30年度」を選択し、「表示」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 審査経路選択

実査準備メニュー

統計調査の設定

審査経路

調査実施の設定

提出期限情報設定

準備完了指示

設定情報管理

調査対象者ID管理

審査経路選択

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査

調査実施時期名称 平成30年度

表示

「平成30年度」を選択します。

「表示」をクリックします。

(4) 「審査経路選択」で、提出期限情報を設定する審査経路の「一覧」をクリックします。

審査経路選択

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査
調査実施時期名称：平成30年度

調査実施時期名称：平成30年度

審査経路一覧

審査経路	提出期限情報
社会教育調査H30(都道府県)	一覧
社会教育調査H30(市区町村)	一覧

「一覧」をクリックします。

※画面は都道府県教育委員会の場合です。市町村教育委員会の場合は、審査経路一覧に「社会教育調査H30(市区町村)」のみが表示されます。

都道府県教育委員会の場合は、「社会教育調査H30(都道府県)」を、市町村教育委員会の場合は、「社会教育調査H30(市区町村)」の「一覧」をクリックします。

(5) 詳細欄の「表示」をクリックします。

提出期限情報一覧

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査
調査実施時期名称：平成30年度
審査経路名：社会教育調査H30

1件中 1 - 1件表示

公開日	最終提出期限	詳	電子調査票
2018/10/01 00:00	2018/12/10 23:59	表示	社会教育行政調査票(3-1, 3-2) 公民館調査票 図書館調査票

「表示」をクリックします。

(6) 「一時提出期限」に対象施設に通知する「提出期限」を入力します

政府統計共同利用システム利用機能総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 審査経路選択 > 提出期限一覧 > 提出期限詳細

提出期限詳細

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査
調査実施時期名称：平成30年度
審査経路名：社会教育調査H30

電子調査票公開日 必須 2018年10月01日 (00時00分)

一時提出期限/表示メッセージ 必須 2018年11月10日

英語サイト用

「一時提出期限」を各教育委員会が設定する提出締切日に変更します(対象施設には、「一時提出期限」が提出締切日として表示されます)。
※「一時提出期限」以外の項目を変更すると、システムが正常に動作しなくなる可能性がありますので、絶対に変更しないでください。

(7) 変更後、画面下にある「更新」ボタンをクリックして設定は完了です。

9 調査票の収集管理

政府統計オンライン調査システムで回答を行った施設を確認できます。

(1) 業務メニューから「審査事務」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー

業務メニュー

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査

> 実査準備

> 審査事務

「審査事務」をクリックします。

(2) 「調査実施時期名称」で「平成30年度」を選択し、「審査経路取得」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

完了

処理完了

受付状況確認

政府統計コード：00400004
政府統計名：社会教育調査

調査実施時期名称 必須 平成30年度

審査経路名 必須

電子調査票

審査経路取得

電子調査票取得

ダイレクト検索

① 「調査実施時期名称」で「平成30年度」を選択します。

② 選択後、「審査経路取得」をクリックします。

- (3) 提出状況を確認したい「審査経路名」を選択し、「電子調査票取得」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

完了

処理完了

受付状況確認

政府統計コード: 00400004
政府統計名: 社会教育調査

調査実施時期名称 必須 平成30年度

審査経路名 必須 社会教育調査H30(都道府県)

電子調査票

審査経路取得

電子調査票取得

- ① 「審査経路取得」をクリック後、「審査経路名」のコンボボックスに審査経路名が表示されるようになります（「審査経路取得」をクリックしないと、コンボボックスには何も表示されません）。
- ② 「審査経路名」で、都道府県教育委員会が「社会教育調査H30（都道府県）」を選択すると都道府県教育委員会に調査票を提出する施設の提出状況を、「社会教育調査H30（市区町村）」を選択すると、県内の市町村教育委員会に調査票を提出する施設の提出状況を確認できます。
市町村教育委員会は「社会教育調査H30（市区町村）」を選択すると、当該市町村教育委員会に調査票を提出する施設の提出状況を確認できます。
- ③ 選択後、「電子調査票取得」をクリックします。

- (4) 「電子調査票取得」をクリックしてから、提出状況を確認したい「電子調査票」を選択し、「ダイレクト検索」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

完了

処理完了

受付状況確認

政府統計コード: 00400004
政府統計名: 社会教育調査

調査実施時期名称

審査経路名 必須 社会教育調査H30

電子調査票

公民館調査票

電子調査票取得

ディレクトリ検索

ダイレクト検索

- ① 「電子調査票」のコンボボックスから、確認したい調査票名を選択します。
- ② 「ダイレクト検索」をクリックします。
※「ディレクトリ検索」は本調査では使用しません。

(5) 検索条件を入力し、「検索」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口 業務システム終了

オンライン調査 文科 太郎 お問い合わせ ヘルプ

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

調査対象者

政府統計コード: 00400004
 政府統計名: 社会教育調査
 調査実施時期名: 平成30年度
 審査経路名: 社会教育調査H30

回答受付機関 選択

調査対象者ID キー項目

受付番号 受付状況

受付日 年 月 日 ~ 年 月 日

回答日 年 月 日 ~ 年 月 日

「検索」をクリックし、検索を実行します。
 検索条件を指定しない場合は、当該都道府県で取扱う
 全ての調査対象施設が表示されます。

指定可能な条件は以下のとおりです。複数の条件を指定しての検索もできます。

- キー項目 (13桁)
 - ・ 社会教育行政調査票: 「都道府県番号 (2桁) × 1」 + 「市町村番号 (3桁) × 1」 + 「1」 + 「都道府県番号 (2桁)」 + 「教育委員会番号 (4桁) + 「A」
 - ・ その他の調査票: 「都道府県番号 (2桁)」 + 「市町村番号 (3桁)」 + 「調査票 ID × 2」 + 「所在地都道府県番号 (2桁)」 + 「施設整理番号 (5桁)」
- 前方一致検索のため、キー項目に含まれる文字列を先頭から指定します。
- 1文字から指定は可能です。
- ※ 1 「都道府県番号 (2桁)」 「市町村番号 (3桁)」 は、施設の所在地ではなく「調査票提出先」の番号です。
- ※ 2 「調査票 ID」 は次のとおりです。
 - 2: 公民館 3: 図書館 4: 博物館 X: 博物館類似施設 5: 青少年教育施設 6: 女性教育施設
 - 7: 社会体育施設 Y: 民間体育施設 8: 劇場、音楽堂等 9: 生涯学習センター
- 調査対象者 ID (12桁)
 - ・ 社会教育行政調査: 「1」 + 「都道府県番号 (2桁)」 + 「教育委員会番号 (4桁)」 + 「99999」
 - ・ その他の調査票: 「調査票 ID」 + 「都道府県番号 (2桁)」 + 「教育委員会番号 (4桁)」 + 「施設整理番号 (5桁)」
- 受付番号 = 調査対象施設がインターネット側からオンラインで回答した際に表示される「受付番号」
- 受付状況 = 「未」又は「受付済」から選択します。なお、オンラインで回答している施設には「受付済」が表示され、オンラインでの回答をしていない施設には「未」が表示されます。
- 受付日 = 調査実施施設がオンラインで最初に回答した日
- 回答日 = 調査実施施設がオンラインで最後に回答した日

(6) 検索条件に一致した施設の調査対象者 ID と調査票の提出状況が表示されます。各施設の受付状況の詳細を確認するには、提出状況の表示 (○件/○件) をクリックします。

審査事務メニュー

調査対象者一覧(ダイレクト検索)

政府統計コード: 00400004
 政府統計名: 社会教育調査
 調査実施時期名称: 平成30年度
 審査経路名: 社会教育調査H30

回答受付機関 選択

調査対象者ID キー項目

受付番号 受付状況

受付日 年 月 日 ~ 年 月 日

回答日 年 月 日 ~ 年 月 日

↑ 検索条件の非表示 ↓

72件中 1 - 50件表示

最初 前 1 2 次 最後

調査対象者ID	公民館調査票
合計	72件/72件
4800100001	○件/○件

(7) 調査票ごとの受付状況が詳細表示されます。オンラインで回答済みの場合は、「受付日時」、「回答日時」欄に日付が表示され、「受付番号」欄には受付番号が表示されます。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口
オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

調査対象者一覧(ダイレクト検索)
政府統計コード: 00400004
政府統計名: 社会教育調査
調査実施時期名称: 平成30年度
審査経路名: 社会教育調査H30

ダウンロード

受付日時 2018年10月25日 20時57分44秒

調査対象者ID	キー項目	詳細	ログイン日時	受付日時	回答日時	一時保存日時	受付番号	回答	削除
4800100001	4800100001		2018/10/30 18:03	2018/10/30 18:03	2018/10/30 18:17		086U10315001	表示	削除
4800100002	4800100002			登録	未登録		未登録	登録	削除
4800100003	4800100003			登録	未登録		未登録	登録	削除

(8) 回答済みの施設の回答内容を確認する場合は、「回答」欄の「表示」をクリックします。また、紙の調査票を提出した施設の回答を代行入力する場合は、「回答」欄の「登録」をクリックします。なお、「ダウンロード」をクリックすると、画面に表示されている受付状況をCSV形式でダウンロード出来ます。(19ページ参照)。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口
オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧

調査対象者一覧(ダイレクト検索)
政府統計コード: 00400004
政府統計名: 社会教育調査
調査実施時期名称: 平成30年度
審査経路名: 社会教育調査H30

ダウンロード

受付日時 2018年10月25日 20時57分44秒

調査対象者ID	キー項目	詳細	ログイン日時	受付日時	回答日時	一時保存日時	受付番号	回答	削除
4800100001	4800100001		2018/10/30 18:03	2018/10/30 18:03	2018/10/30 18:17		086U10315001	表示	削除
4800100002	4800100002			登録	未登録		未登録	登録	削除
4800100003	4800100003			登録	未登録		未登録	登録	削除

調査票の回答内容を確認するときは、「表示」をクリックします。回答内容を修正するときは、修正後、再度送信をしてください。

代行入力を行う場合は、「登録」をクリックし、当該施設の調査票をブラウザ上に表示させて、入力完了後、送信してください。

(9) ダウンロードをクリックすると、「受付状況詳細ダウンロードファイル」が取得できますので、ファイル名をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機能総合窓口
オンライン調査 文科 太郎
統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索) > 受付状況詳細 > 受付状況詳細ダウンロードファイル取得

審査事務メニュー
一言
受付状況確認
受付状況高度検索
回答内容検索
抽出項目検索
調査票回答登録
回答データ取得
特定帳票作成
完了
処理完了

受付状況詳細ダウンロードファイル取得
政府統計コー
政府統計名:
調査実施時期
審査経路名:
電子調査票名

① ファイル名をクリックすると「ファイルのダウンロード」ウインドウが表示されます。

ファイル名	サイズ
FMD_0200_1801301153.zip	470B

lg-e-stat.nstac.hq.admix.go.jp から FMD_0200_1801301153.zip を開くか、または保存しますか?

(10) 「受付状況詳細ダウンロードファイル」には、以下の画面のとおり、施設からの提出状況が記載されています。オンラインで回答済みの場合は、受付日・回答日が表示されます。表示がない施設については、紙の調査票が提出されているか確認し、当該ファイルのA列に「紙の提出状況確認」欄を追加し、「紙」と記入してください。

(全て電子調査票で回答する場合は、A列に項目の追加は不要です。)

なお、17 ページ (5) において、検索条件として「受付状況」に「未」を指定すると、オンラインで回答されていない施設の一覧をダウンロードすることができますので、収集管理に御利用ください (※ 電子調査票 ID については次ページの表を参照してください)。

UKE_00400_nul_1704172043_001.csv - Excel

電子調査票ID	キー項目	調査対象者ID	受付日	回答日	受付番号	審査	確認コード変更日	ログイン日時	メールアドレス	氏名	会社名	英文会社
4000020001	HL4800001	HL4800001	2017/4/17 14:58	2017/4/17 14:58	GBE95955001		2017/4/17 13:45	2017/4/17 14:45	monkatara@toranomon.ac.jp			

ダウンロードした zip ファイルの中にあるファイルを開くと、提出状況を確認することができます。

紙の調査票提出状況の確認に当たっては、ダウンロードしたファイルの A 列に「紙の提出状況確認欄」を追加し、記入してください。

紙の提出状況確認欄	電子調査票ID	キー項目	調査対象者ID	受付日	回答日	受付番号	審査	確認コード変更日	ログイン日時	メールアドレス
紙	4000020001	HL4800001	HL4800001							

【電子調査票 ID について】

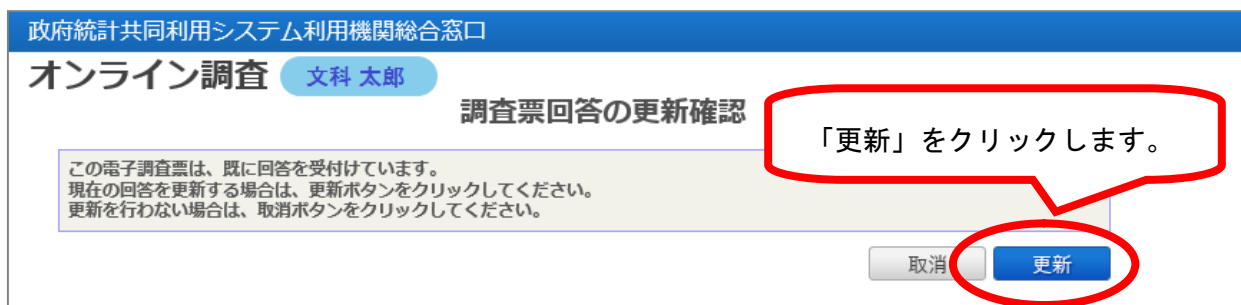
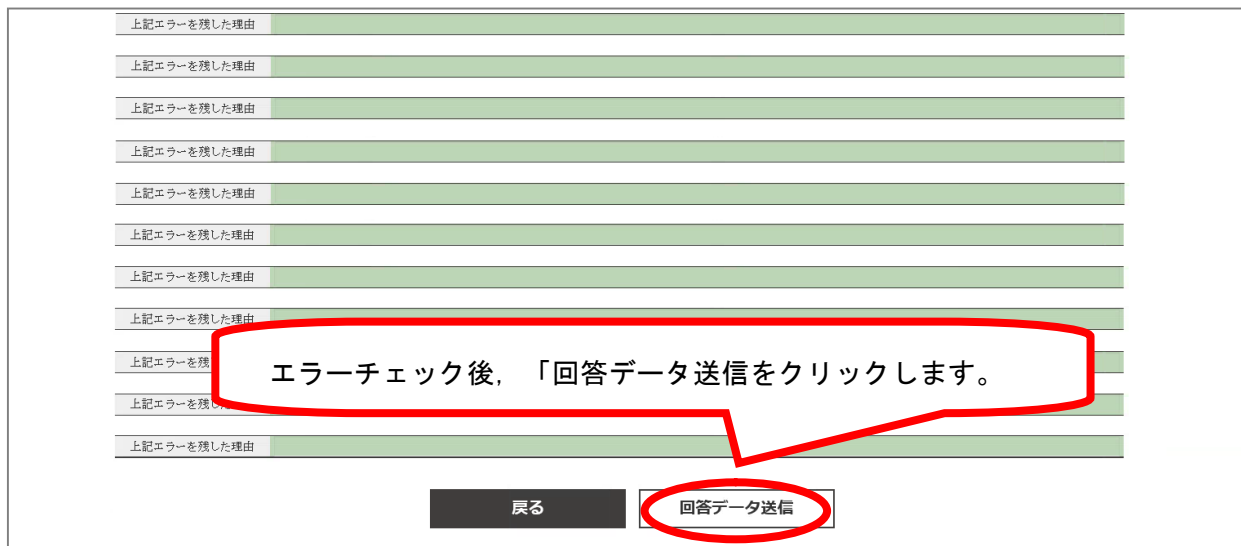
電子調査票ID	調査票名	
004000040201	社会教育行政調査票 (3-1, 3-2)	都道府県
004000040211		市町村
004000040202	社会教育行政調査票 (3-3)	都道府県
004000040212		市町村
004000040203	公民館調査票 (2-1, 2-2)	私立
004000040213		市町村立
004000040204	図書館調査票	都道府県立・私立
004000040214		市町村立
004000040205	博物館調査票	都道府県立
004000040215		市町村立・私立
004000040206	青少年教育施設調査票	都道府県立
004000040216		市町村立
004000040207	女性教育施設調査票	都道府県立・私立
004000040217		市町村立
004000040208	体育施設調査票	都道府県立
004000040218		市町村立・私立
004000040209	劇場、音楽堂等調査票	都道府県立
004000040219		市町村立・私立
004000040210	生涯学習センター調査票 (2-1, 2-2)	都道府県立
004000040220		市町村立

(11) 18 ページ (8) の画面で、回答欄の「表示」をクリックすることで、回答内容の確認を行うことができます。修正せずにオンライン調査システムに戻るには、右上の「×」をクリックし、調査票画面を閉じます。

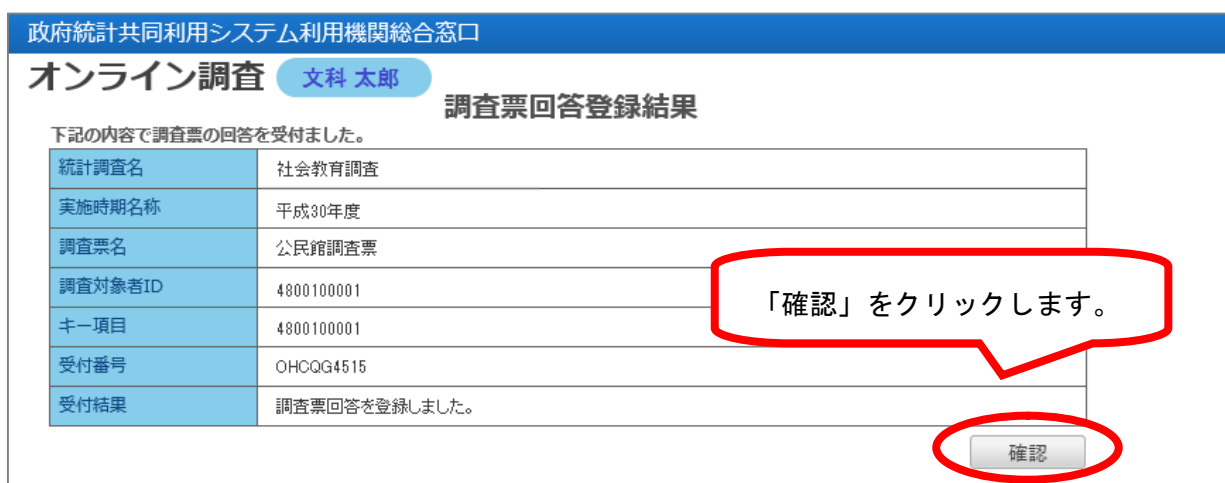
(12) 「受付状況詳細」画面に戻ることができます。

(13) 20 ページ (11) の画面で表示した調査票の回答内容を修正する場合には、調査票を修正し、「次へ」をクリックしてエラーチェックを行った後に、「回答データ送信」をクリックし、データ送信作業を行います。

その後、「調査票回答の更新確認」画面が表示されますので、「更新」をクリックします。



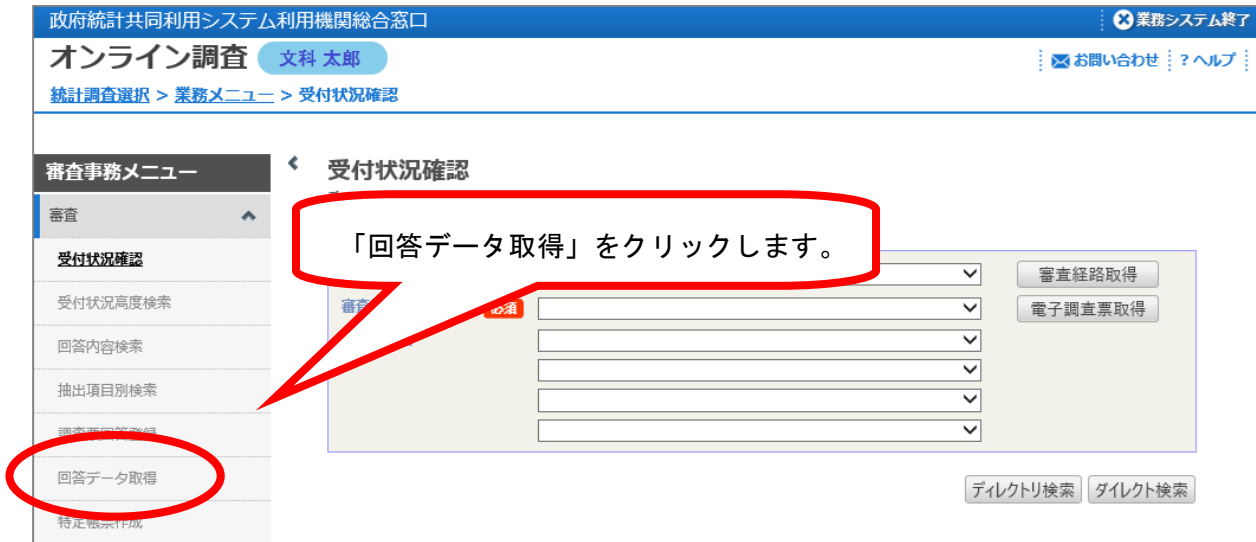
(14) 「調査票回答登録結果」が表示されます。「確認」をクリックして画面を閉じます。



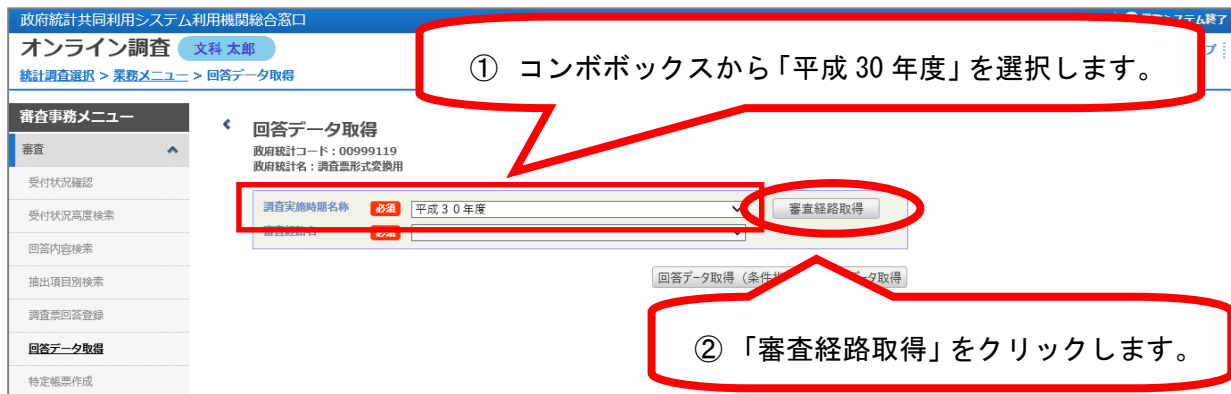
10 回答データの取得について

政府統計オンライン調査システムでは、回答データ取得機能を使用して、施設からの回答データを作成・取得することができます。

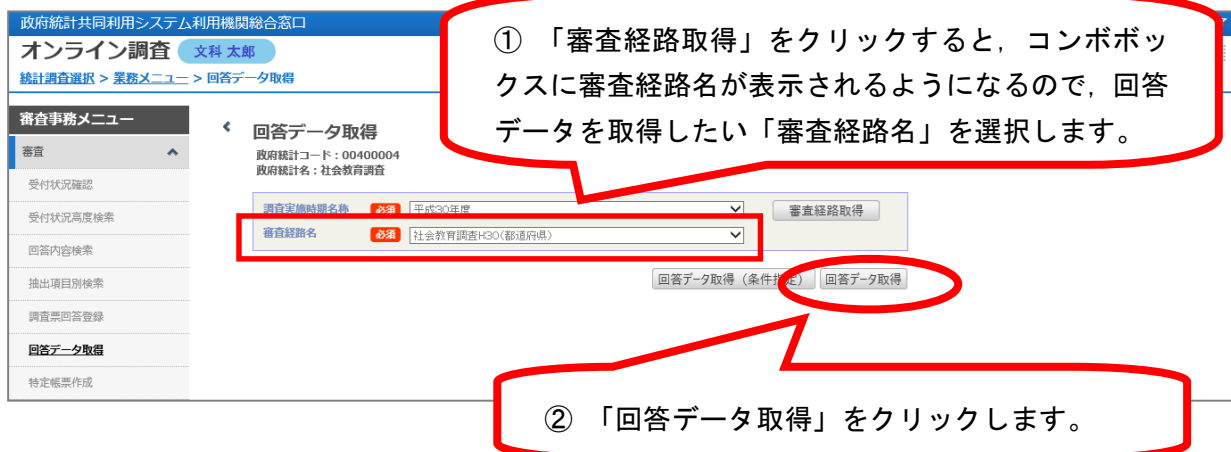
(1) 審査事務メニューから「回答データ取得」を選択します。



(2) 「調査実施時期名称」欄で「平成30年度」を選択し、「審査経路取得」ボタンをクリックします。



(3) 回答データを取得したい「審査経路名」を選択し、「回答データ取得」ボタンをクリックします。



(4) 回答データを作成する電子調査票の「作成」ボタンをクリックすると、ボタンが「作成中」の表示に変わります。なお、前回作成した時点からの差分データのみを作成する場合は、「差分」にチェックを入れて「作成」ボタンをクリックします。

(5) 回答データ作成処理が完了すると、「作成日付」欄に作成日時が表示され、回答データのダウンロードが可能となります。また、作成指示を行ったユーザに対してシステムから処理が完了した旨のメールが届きます。

(6) ダウンロードする回答データの電子調査票に該当するラジオボタンを選択し、「ダウンロード」をクリックしてください。保存先フォルダを指定してダウンロードします。

「処理状況更新」をクリックすると画面更新されます。

「作成」をクリックすると、「作成中」に変わります。差分データのみを作成する場合は、「差分」にチェックを入れてください。

選択	電子調査票	差分	作成	件数	容量	作成日時	取得日時
<input type="radio"/>	社会教育調査(社会教育行政調査票(3-1_3-2))	<input type="checkbox"/>	作成	1件	4KB	2018/02/06 16:08	018/02/06 6:32
<input checked="" type="radio"/>	社会教育調査(社会教育行政調査票(3-3))	<input checked="" type="checkbox"/>	作成	1件	3KB	2018/02/06 17:37	018/02/06 7:31
<input type="radio"/>	社会教育調査(公民館調査票)	<input type="checkbox"/>	作成	1件	1KB	2018/01/31 17:41	018/01/31 7:42
<input type="radio"/>	社会教育調査(博物館調査票)	<input type="checkbox"/>	作成	1件	1KB	2018/02/01 11:17	018/02/01 1:29
<input type="radio"/>	社会教育調査(図書館調査票)	<input type="checkbox"/>	作成	1件	1KB	2018/01/31 17:41	018/01/31 7:42

ダウンロード (6)

「ダウンロード」をクリックします。

(7) ダウンロードが完了すると「取得日付」欄にダウンロードした日時が表示されます。なお、ダウンロードしたデータは、CSV ファイル形式で作成されます。エクセルのファイル形式によっては、ファイルの列数(256列まで)が不足するため、開くことはできません。ファイルを開く際にはメモ帳などのテキストエディタで開いてください。

※ 2回目以降に「作成」ボタンをクリックすると、前回作成した回答データファイルは削除され、新たな回答データファイルを作成します。また、取得日時が空欄になっている場合、前回作成したデータファイルはダウンロードされておらず、新たな作成指示を行うことはできません。前回作成した回答データをダウンロードしてから新たな回答データの作成を行ってください。

(8) ダウンロードした回答データから、別途配布する「調査票データ一覧作成ツール」を用いて、調査票データ一覧を作成します。

V 都道府県教育委員会の事務

- 1 教育委員会番号及び社会教育施設等名称ファイルの更新（本手引 35 ページ参照）**済**

「教育委員会番号」ファイル及び平成 27 年度社会教育調査において提出された「社会教育施設等名称ファイル」の更新を、必要な部署・市町村教育委員会に協力を得ながら行ってください。

「社会教育施設等名称ファイル」更新のための参考資料として「事業所母集団データベース名簿」も併せて配布しております（本手引 50 ページ参照）。
- 2 課室管理者の確認及び一般ユーザ ID の作成について（本手引 52 ページ参照）**済**

都道府県教育委員会の課室管理者において、新規の一般ユーザ ID を発行して、社会教育調査のアクセス権限の付与を行ってください。既に他調査で利用している一般ユーザ ID をお持ちの場合は、当該一般ユーザ ID に社会教育調査へのアクセス権限の付与を行ってください。そうすることにより、都道府県教育委員会における社会教育調査担当者においてオンライン調査システムが利用可能になります。ここで作成した一般ユーザ ID で経由機関としての業務を行います。
- 3 調査票の提出期日の指定
都道府県教育委員会は、文部科学省への提出期日を考慮して、市町村教育委員会及びその他の報告義務者が調査票を都道府県教育委員会に提出する期日を指定してください。
システム上での設定も必要です（本手引 13 ページ参照）。
- 4 都道府県教育委員会における調査票の作成
 - (1) 「社会教育行政調査票」の作成（手引（社会教育行政調査用）を参照）。
 - (2) 都道府県立の体育施設に施設の長を置いていない場合、当該施設を設置する都道府県知事又は都道府県教育委員会が当該施設の「体育施設調査票」を作成してください（手引（体育施設調査用）を参照）。
- 5 市町村教育委員会に対する指導等
 - (1) 調査実施に係る通知
「調査系統」（3 ページ参照）に従って、調査の実施及び調査票の提出期日を通知するとともに、「手引」及び「調査票」（市町村教育委員会分を含む。）を「Ⅲ 文部科学省から配布する調査票等」に示す配布部数により送付してください。併せて政府統計オンライン調査システムの利用に必要な調査客体用の「調査対象者 ID」及び「パスワード」を任意の様式で通知してください。
なお、市町村教育委員会に送付する通知文には、貴都道府県教育委員会の連絡先（部署・電話番号・担当者名など）を明記してください。
 - (2) 調査実施に係る指導
報告義務者に調査実施に係る通知及び調査票等の配布を円滑に行うよう指導してください。
 - (3) 調査票等の作成に係る指導
社会教育施設等名称ファイルの更新、「社会教育行政調査票」及び長の置かれていない「体育施設調査票」の作成に当たっては、正確な記入及び取扱いを行うように指導してください。
 - (4) 調査票等の整理審査の方法等に係る指導
市町村教育委員会に提出された調査票の整理審査の方法及び都道府県教育委員会への提出方法について指導してください。
 - (5) 調査票等の提出期限に係る指導

提出期限を厳守するよう指導してください。

6 県が直接収集する調査票の報告義務者（調査客体）に対する指導等

(1) 調査実施に係る通知

「調査系統」（3ページ参照）に従って、調査の実施及び調査票の提出期日を通知するとともに、「手引」及び「調査票」を「Ⅲ 文部科学省から配布する調査票等」に示す配布部数により送付してください。併せて政府統計オンライン調査システムの利用に必要な「調査対象者 ID」及び「パスワード」を任意の様式で通知してください。

なお、調査客体に送付する通知文には、貴都道府県教育委員会の連絡先（部署・電話番号・担当者名など）を明記してください。

(2) 調査票の作成に係る指導

調査票の作成に当たっては、「手引」を参照して、正確な記入及び取扱いを行うように指導してください。

(3) 調査票の提出期限に係る指導

提出期限を厳守するよう指導してください。

7 調査票の収集等に係る事務

(1) 調査票の提出状況の確認

政府統計オンライン調査システムの受付状況詳細ダウンロードファイル（本手引 15 ページ参照）を活用して、調査票の提出状況を確認してください。

政府統計オンライン調査システムによる提出がない調査客体の調査票が紙で提出されているかどうか確認してください。

(2) 「社会教育施設等名称ファイル」への記入

文部科学省において、「受付状況詳細ダウンロードファイル」と突合を行うため、「社会教育施設等名称ファイル」の「修正履歴記入欄」の右側に「紙・電子別」の欄を作成して、当該施設が「紙」「電子」のいずれで提出したのか記入してください。いずれでも提出が無い場合には空欄にしてください。

また、「回収の有無」欄についても以下のとおりに記入してください。

「回収の有無」欄：調査票を回収できた（紙もしくは電子の提出があった）場合…「1」
未回収（廃止・非協力で提出がなかった）の場合…「2」

(3) 電子調査票の審査

政府統計オンライン調査システムにより提出された調査票の審査については、回答データ取得機能を利用して電子データを入手の上（本手引 22 ページ参照）、文部科学省より別途送付する「調査票データ一覧作成ツール」を利用してください。

(4) 紙の調査票の審査

① 調査票の提出枚数に誤りがないか確認してください。

② 「手引」（「社会教育行政調査用」、「公民館調査用」、「図書館調査用」、「博物館調査用」、「青少年教育施設調査用」、「女性教育施設調査用」、「体育施設調査用」、「劇場、音楽堂等調査用」、「生涯学習センター調査用」）を参照して審査してください。

なお、審査に当たって代行入力（報告義務者以外の経由機関による調査票情報のオンライン入力）の手法をとることは問題ありません。ただし、代行入力した調査票についてはシステム上は「電子」の扱いになりますので、文部科学省には「紙」調査票の送付はしないでください。

(5) 紙の調査票への都道府県番号等の記入

(4)で審査した調査票及び都道府県教育委員会で作成した調査票の右上枠内に「都道府県

番号」等を以下に示す要領で記入してください。

- ① 「都道府県番号」の欄は、次の「都道府県番号一覧表」により記入してください。

都道府県番号一覧表

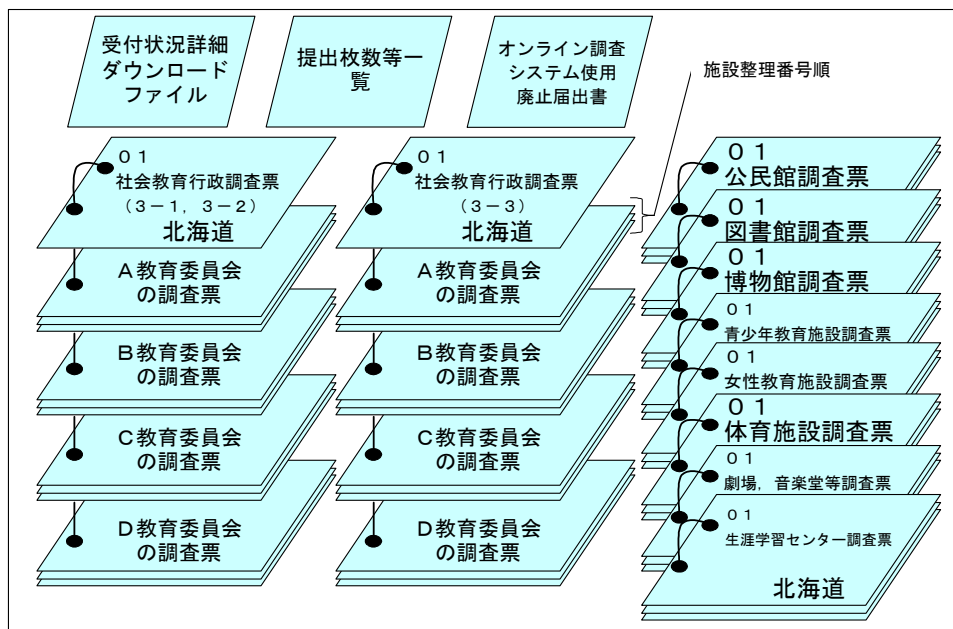
番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡		

- ② 「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設等の所在地都道府県番号」「施設等の所在地市（区）町村番号」については、「社会教育施設等名称ファイル」に基づいて記入してください。

なお、政令指定都市に所在する施設についての「施設等の所在地市（区）町村番号」は、政令指定都市を示す代表番号ではなく、個々の行政区を示す行政区番号を記入してください。

(6) 紙の調査票等の整理

調査票は種類別によつて、それぞれ教育委員会番号及び施設整理番号の順に整理してください。また、調査票名・都道府県名を記入した表紙を付してください(ファイル綴じも可)。



※政府統計オンライン調査システムによって提出された調査票は綴じないでください。

(7) 調査票等の提出

1. 提出書類

- ① 「教育委員会番号」, 「社会教育施設等名称ファイル」及び「受付状況詳細ダウンロードファイル」
- ② 「平成30年度 社会教育調査 提出枚数等一覧」
- ③ 各調査票（紙の調査票のみ）

区 分	提出部数
1 社会教育行政調査票 (3-1, 3-2)	1部
2 社会教育行政調査票 (3-3)	1部
3 公民館調査票	1部
4 図書館調査票	1部
5 博物館調査票	1部
6 青少年教育施設調査票	1部
7 女性教育施設調査票	1部
8 体育施設調査票	1部
9 劇場, 音楽堂等調査票	1部
10 生涯学習センター調査票	1部

※都道府県教育委員会は、上記調査票各1部を文部科学大臣の公表の日から1年間保管するものとします。

④ 社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書

政府統計オンライン調査システムで回答データを送信後にシステムの使用を取りやめ、紙の調査票を提出した調査対象施設から提出された「オンライン調査システム使用廃止届出書」をとりまとめて提出してください。

2. 調査票等の提出期日等

平成30年12月10日(月)までに文部科学省総合教育政策局政策調査課長宛てに提出してください。

3. 全てオンライン調査システムを利用した場合の提出物について

次の三つを chousa@mext.go.jp に送付してください。

- ① 「教育委員会番号」「社会教育施設等名称ファイル」
- ② 「受付状況詳細ダウンロードファイル」
- ③ 「平成30年度 社会教育調査提出枚数等一覧」

【提出前に以下の点を御確認ください】

(1) 「社会教育施設等名称ファイル」について

- ① 「修正履歴記入欄」の右側に「紙」「電子」の欄が作成されているか確認してください。記入に当たっては、受付状況詳細ダウンロードファイルを参考にして、記入してください。

なお、代行入力を行った施設については「電子」となっているか確認してください。

- ② 当該欄における「紙」の数と「平成30年度 社会教育調査提出枚数等一覧」と実際の「紙」の枚数が一致していることを確認してください。
- ③ 「回収の有無」で「2」（未回収）の施設においては未記入をお願いします。
- ④ 「新設・廃止別」及び「回収の有無」欄について、以下のとおり、空欄がないように記入しているかどうかを確認してください
 - ・「新設・廃止別」欄…既存の場合は「1」を記入
新設の場合は「2」を記入
廃止の場合は「3」を記入
 - ・「回収の有無」欄…回収の場合は「1」を記入（紙・電子の提出があった施設）
未回収の場合は「2」を記入（廃止・非協力で提出がない施設）

(2) 「平成30年度 社会教育調査提出枚数等一覧」について

紙の枚数が実際の紙の枚数と「社会教育施設等名称ファイル」で「紙」でソートした施設数が一致していることを確認してください。

(3) 紙の調査票について

- ① コピーされた調査票が混ざっていないか確認してください。提出用の調査票についてはコピーは利用できません。
- ② 「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設の所在地 都道府県番号」「施設の所在地 市区町村番号」が全て記入されていることを確認してください。
 なお、政令指定都市の所在する施設の「市(区)町村番号」は、政令指定都市を示す代表番号ではなく、個々の行政区を示す行政区番号が記入されているか確認してください。
- ③ 代行入力済みの「紙の調査票」については、送付は不要です。オンライン調査システムに入力されたことで「電子」として取り扱います。
- ④ 「電子調査票」をプリントアウトして紙の調査票として提出することないように確認してください。

(4) 「社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書」について

回答データを一旦オンラインにて送信後、オンラインの使用を取りやめ、紙の調査票で提出する場合は当該届出書をお送りください。ログインしただけで、調査票データの送信を行っていない施設については提出不要です。

【参考】提出物及び提出方法一覧

提出物 調査票の媒体別	① 教育委員会番号	② 社会教育施設等 名称ファイル	③ 受付状況詳細 DLファイル	④ 提出枚数等 一覧	⑤ 紙の調査票綴り	⑥ オンライン調査 システム使用 廃止届出書
1 電子のみ	メール	メール	メール	メール	—	—
2 電子と代行	メール	メール	メール	メール	—	—
3 電子と紙	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	郵送	郵送
4 電子と紙と代行	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	郵送	郵送
備考		必要事項を記載の上提出すること(25ページ7参照)	システムから一覧をダウンロードして、提出状況を記載すること(15ページ参照)	33ページの様式を使用すること	26ページを参考に綴ること(代行入力した紙と一緒に綴らないこと)	

※「電子」とは電子調査票での提出を、「代行」とは紙の調査票を経由機関にて電子調査票へ代行入力したものを、「紙」とは紙の調査票のみでの提出を示します。

VI 市町村教育委員会の事務

1 社会教育施設等名称ファイルの更新（本手引 35 ページ参照）

「教育委員会番号」ファイル及び平成 27 年度社会教育調査において提出された「社会教育施設等名称ファイル」の更新を、必要な部署に協力を得ながら行ってください。

2 課室管理者の確認及び一般ユーザ ID の作成について（本手引 52 ページ参照）

貴市町村教育委員会の課室管理者において、新規の一般ユーザ ID を発行して、社会教育調査のアクセス権限の付与を行ってください。既に他調査で利用している一般ユーザ ID をお持ちの場合は、当該一般ユーザ ID に社会教育調査へのアクセス権限の付与を行ってください。そうすることにより、市町村教育委員会における社会教育調査担当者においてオンライン調査システムが利用可能になります。ここで作成した一般ユーザ ID で経由機関としての業務を行います。

3 調査票の提出期日の指定

市町村教育委員会は、都道府県教育委員会への提出期日を考慮し、報告義務者が調査票を市町村教育委員会に提出する期日を指定してください。システム上での設定も必要です（本手引 13 ページ参照）。

4 報告義務者（調査客体）に対する指導

(1) 調査実施に係る通知

「調査系統」（3 ページ参照）に従って、調査の実施及び調査票等の提出期日を通知するとともに、「手引」及び「調査票」を「Ⅲ 文部科学省から配布する調査票等」に示す標準配布部数を参考に送付してください。併せて政府統計オンライン調査システムの利用に必要な「調査対象者 ID」及び「パスワード」を任意の様式で通知してください。

なお、調査客体に送付する通知文には、貴市町村教育委員会の連絡先（部署・電話番号・担当者名など）を明記してください。

(2) 調査票等の作成に係る指導

調査票等の作成に当たっては、「手引」を参照して、正確な記入及び取扱いを行うように指導してください。

(3) 調査票等の提出期限に係る指導

提出期限を厳守するよう指導してください。

5 調査票の収集等に係る事務

(1) 調査票の提出状況の確認

政府統計オンライン調査システムの受付状況詳細ダウンロードファイル（本手引 15 ページ参照）を活用して、調査票の提出状況を確認してください。

政府統計オンライン調査システムによる提出がない調査客体の調査票が紙で提出されているかどうか確認してください。

(2) 「社会教育施設等名称ファイル」への記入

「社会教育施設等名称ファイル」の「修正履歴記入欄」の右側に「紙」「電子」の欄を作成して、当該施設が「紙」「電子」のいずれにより提出したのか記入してください。いずれによっても提出が無い場合には空欄にしてください。

また、「新設・廃止別」及び「回収の有無」欄についても以下のとおりに記入してください。

「新設・廃止別」欄…既存の場合は「1」を記入
新設の場合は「2」を記入
廃止の場合は「3」を記入

「回収の有無」欄…回収の場合は「1」を記入（紙・電子の提出があった施設）
未回収の場合は「2」を記入（廃止・非協力で提出がない施設）

(3) 電子調査票の審査

政府統計オンライン調査システムにより提出された調査票の審査については、回答データ取得機能を利用して電子データを入手の上（本手引 22 ページ参照）、「調査票データ一覧作成ツール」を利用してください。

(4) 紙の調査票の審査

- ① 調査票の提出枚数に誤りがないか確認してください。
- ② 「手引」（「社会教育行政調査用」，「公民館調査用」，「図書館調査用」，「博物館調査用」，「青少年教育施設調査用」，「女性教育施設調査用」，「体育施設調査用」，「劇場，音楽堂等調査用」，「生涯学習センター調査用」）を参照して審査してください。

なお，審査に当たって代行入力（報告義務者以外の経由機関による調査票情報のオンライン入力）の手法をとることは問題ありません。ただし，代行入力した調査票についてはシステム上は「電子」の扱いになりますので，都道府県には「紙」調査票の送付はしないでください。

(5) 紙の調査票への都道府県番号等の記入

(4)で審査した調査票及び市町村教育委員会で作成した調査票の右上枠内に「都道府県番号」等を以下に示す要領で記入してください。

- ① 「都道府県番号」の欄は，次の「都道府県番号一覧表」により記入してください。

都道府県番号一覧表

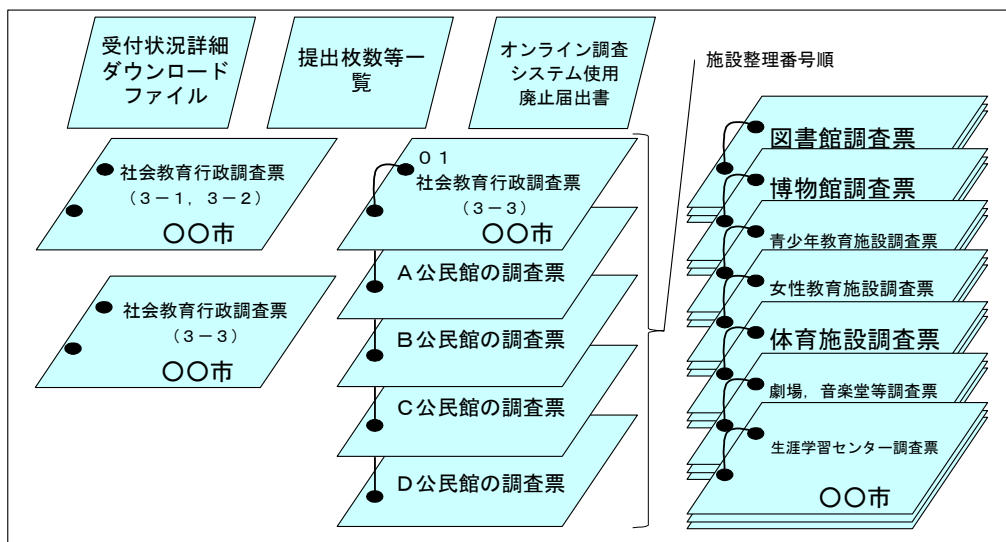
番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	11	埼玉	21	岐阜	31	鳥取	41	佐賀
02	青森	12	千葉	22	静岡	32	島根	42	長崎
03	岩手	13	東京	23	愛知	33	岡山	43	熊本
04	宮城	14	神奈川	24	三重	34	広島	44	大分
05	秋田	15	新潟	25	滋賀	35	山口	45	宮崎
06	山形	16	富山	26	京都	36	徳島	46	鹿児島
07	福島	17	石川	27	大阪	37	香川	47	沖縄
08	茨城	18	福井	28	兵庫	38	愛媛		
09	栃木	19	山梨	29	奈良	39	高知		
10	群馬	20	長野	30	和歌山	40	福岡		

- ② 「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設等の所在地都道府県番号」「施設等の所在地市（区）町村番号」については，「社会教育施設等名称ファイル」に基づいて記入してください。

なお，政令指定都市に所在する施設についての「施設等の所在地市（区）町村番号」は，政令指定都市を示す代表番号ではなく，個々の行政区を示す行政区番号を記入してください。

(6) 紙の調査票等の整理

紙の調査票は種類別（社会教育行政調査は（3-1），（3-2）と（3-3）に分ける。）にまとめ，それぞれ施設整理番号の順に整理してください。また，調査票名，市町村名を記入した表紙を付してください。



※政府統計オンライン調査システムによって提出された調査票は綴じないでください。

(7) 都道府県教育委員会への調査票等の提出及び提出期限

1. 提出書類

- ① 「社会教育施設等名称ファイル」
- ② 「受付状況詳細ダウンロードファイル」
- ③ 「平成 30 年度 社会教育調査提出枚数等一覧」
- ④ 各調査票 (紙の調査票のみ)

区 分	提出部数
1 社会教育行政調査票 (3-1, 3-2)	2 部
2 社会教育行政調査票 (3-3)	2 部
3 公民館調査票	2 部
4 図書館調査票	2 部
5 博物館調査票	2 部
6 青少年教育施設調査票	2 部
7 女性教育施設調査票	2 部
8 体育施設調査票	2 部
9 劇場、音楽堂等調査票	2 部
10 生涯学習センター調査票	2 部

⑤ 社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書

政府統計オンライン調査システムで回答データを送信後にシステムの使用を取りやめ、紙の調査票を提出した調査対象施設から提出された「オンライン調査システム使用廃止届出書」をとりまとめて提出してください。

2. 調査票等の提出期日等

当該都道府県教育委員会が指定する提出期限までに提出してください。

【提出前に以下の点を御確認ください】

(1) 「社会教育施設等名称ファイル」について

- ① 「修正履歴記入欄」の右側に「紙」「電子」の欄が作成されているか確認してください。記入に当たっては、受付状況詳細ダウンロードファイルを参考にして、記入してください。

なお、代行入力を行った施設については「電子」となっているか確認してください。

- ② 当該欄における「紙」の数と「平成 30 年度 社会教育調査提出枚数等一覧」と実際の「紙」の枚数が一致していることを確認してください。

- ③ 「回収の有無」で「2」（未回収）の施設においては未記入でお願いします。
- ④ 「新設・廃止別」及び「回収の有無」欄について、以下のとおりに空欄がないように記入しているかどうかを確認してください
- ・「新設・廃止別」欄…既存の場合は「1」を記入
新設の場合は「2」を記入
廃止の場合は「3」を記入
 - ・「回収の有無」欄…回収の場合は「1」を記入（紙・電子の提出があった施設）
未回収の場合は「2」を記入（廃止・非協力で提出がない施設）

(2) 「平成30年度 社会教育調査提出枚数等一覧」について

紙の枚数が実際の紙の枚数と「社会教育施設等名称ファイル」で「紙」でソートした施設数が一致していることを確認してください。

(3) 紙の調査票について

- ① コピーされた調査票が混ざっていないか確認してください。提出用の調査票についてはコピーは利用できません。
- ② 「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「施設の所在地 都道府県番号」「施設の所在地 市区町村番号」が全て記入されていることを確認してください。
なお、政令指定都市の所在する施設の「市（区）町村番号」は、政令指定都市を示す代表番号ではなく、個々の行政区を示す行政区番号が記入されているか確認してください。
- ③ 代行入力済みの「紙の調査票」については、送付は不要です。オンライン調査システムに入力されたことで「電子」として取り扱います。
- ④ 「電子調査票」をプリントアウトして紙の調査票として提出することないように確認してください。

(4) 「社会教育調査オンライン調査システム使用廃止届出書」について

回答データを一旦オンラインにて送信後、オンラインの使用を取りやめ、紙の調査票で提出する場合は当該届出書をお送りください。ログインしただけで、調査票データの送信を行っていない施設については提出不要です。

【参考】提出物及び提出方法一覧

提出物 調査票の媒体別	① 教育委員会番号	② 社会教育施設等 名称ファイル	③ 受付状況詳細 DLファイル	④ 提出枚数等 一覧	⑤ 紙の調査票綴り	⑥ オンライン調査 システム使用 廃止届出書
1 電子のみ	メール	メール	メール	メール	—	—
2 電子と代行	メール	メール	メール	メール	—	—
3 電子と紙	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	郵送	郵送
4 電子と紙と代行	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	メールと郵送	郵送	郵送
備考		必要事項を記載の上提出すること（25ページ7参照）	システムから一覧をダウンロードして、提出状況を記載すること（15ページ参照）	33ページの様式を使用すること	31ページを参考に綴ること（代行入力した紙と一緒に綴らないこと）	

※「電子」とは電子調査票での提出を、「代行」とは紙の調査票を経由機関にて電子調査票へ代行入力したものを、「紙」とは紙の調査票のみでの提出を示します。

(参考資料)

① 平成30年度 社会教育調査 提出枚数等一覧

都 道 府 県 番 号	
都 道 府 県 名 (市町村の場合は市町村名)	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

区 分	調査対象 施設数 (件)	電子調査票 (代行入力含む) (件)	紙調査票 (代行入力含まない) (枚)	廃止届出書 枚数 (枚)	備 考
社会教育行政 (3-1, 3-2)					
社会教育行政 (3-3)					
公民館					
図書館					
博物館					
博物館類似施設					
青少年教育施設					
女性教育施設					
社会体育施設					
民間体育施設					
劇場, 音楽堂等					
生涯学習センター					
計	0	0	0	0	

- ※ 廃止届出書の提出がない場合は、廃止届出書枚数欄は「0」を入力してください。
- ※ 電子調査票で回答したものについては、紙媒体（プリントアウト等）で提出する必要はありません。
- ※ 全て電子調査票で回答した場合は、紙調査票欄は「0」を入力してください。
- ※ 代行入力した紙調査票枚数は電子調査票数に含めてください。
- ※ 「社会教育行政調査（3-1, 3-2）」の調査対象施設数は、「社会教育行政調査（3-3）」と等しくなります。
- ※ 体育施設のみ、1施設の回答が調査票2枚以上となることがあります。2枚以上提出する施設がある場合は、備考欄に2枚以上提出する施設がいくつあるのか記載してください。体育施設以外は1施設1枚の提出となります。
- ※ 「調査対象施設数」は「社会教育施設等名称ファイル」の「新設・廃止別」欄において「1」（既存）及び「新設（2）」が入力されている施設数の計と一致します。

② 平成30年度 社会教育調査 スケジュール

時期	文部科学省	教育委員会	調査対象施設	
平成30年	4月			
	5月	○ 調査実施依頼の公文書を発出 ○ 事前調査（名簿更新）依頼 ○ 一般ユーザID（県）作成及び課室管理者の確認依頼	○ 一般ユーザID（県）作成及び課室管理者の確認	
	6月	○ 一般ユーザID（市町村）作成依頼	○ 施設等名称ファイルの提出 ○ 一般ユーザID（市町村）作成	
	7月	○ 6日 調査説明会	○ 6日 調査説明会	
	8月	○ 調査票・手引の送付	○ オンライン調査システム試行運用	
	9月			
	10月	○ 1日 調査期日		
	11月			
	12月		○ 10日 調査票等提出締切	○ 調査票等提出
	平成31年	1月		
2月				
3月				
4月				
5月		○ 中間報告の集計に向けたエラー照会	○ エラー修正・回答	○ エラー修正・回答
6月				
7月				
8月				
9月				
10月		○ 中間報告公表（予定） ○ 報告書の集計に伴うエラー照会	○ エラー修正・回答	○ エラー修正・回答
11月				
12月				
平成32年	1月			
	2月			
	3月	○ 報告書刊行（予定）		

③ 社会教育調査の名簿更新について

1 教育委員会リストの更新

リストに記載されている教育委員会は、平成 29 年度地方教育費調査（教育行政調査）の情報を基に平成 29 年 11 月 1 日時点で作成したものです。作成時点から平成 30 年 10 月 1 日までに市町村（事務組合及び共同設置を含む。）の設置、廃止、名称変更（市制・町制施行を含む。）が行われた場合は、教育委員会番号を更新してください。

なお、何らかの支障が起きた場合に備えて、更新前のデータは必ずバックアップを取ってから作業を行ってください。

例：文科県（都道府県番号：48）に所在する架空の教育委員会

県コード	教育委員会番号	市町村コード	教育委員会名	修正履歴記入欄
48	1000	000	統計県教育委員会	
48	2100	100	統計県社会市教育委員会	

項目	桁数	入力内容
県コード	2	当該教育委員会の都道府県番号（01～47）
教育委員会番号	4	当該教育委員会の教育委員会番号 都道府県教育委員会の場合は「1000」、市及び特別区の教育委員会の場合は「2+市町村番号」、町教育委員会の場合は「3+市町村番号」、村教育委員会の場合は「4+市町村番号」 事務組合、共同設置、広域連合については次ページ参照
市町村コード	3	当該教育委員会の市町村番号（総務省の全国地方公共団体コードの市区町村番号（3桁）） 都道府県教育委員会の場合は「000」
教育委員会名		当該教育委員会の名称
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

- ① 更新作業に当たっては、教育委員会番号ファイルの「修正履歴記入欄」に修正内容（例：廃止→〇〇教育委員会に統合など）を明確に記入してください。
- ② また、修正内容については、「教育委員会番号更新表」に記入してください。
なお、教育委員会番号の付番方法については次のページのとおりです。

教育委員会番号更新表記入例

区分	改正前		改正後		異動理由	異動年月日
	市町村等名	教育委員会コード	市町村等名	市町村コード・組合番号		
新設			虎ノ門市	2 2 9 9	合併及び市制施行	22.7.1
削除	虎ノ門町	3 9 9 9				
削除	虎ノ門村	4 8 8 8				
変更	文部科学町	3 7 7 7	文部科学市	2 2 8 8	市制施行	23.8.1
変更	生涯学習村	4 6 6 6	生涯学習町	3 6 6 6	町制施行	21.10.1
変更	文化町	3 5 5 5	文化町	3 4 4 4	町コードの変更	23.9.1
新設			地区行政事務組合	5 9 9 9	組合設置	22.10.1

◎ 教育委員会番号の付番方法

1. 都道府県，市町村の場合

総務省の全国地方公共団体コードは6桁で次のような形になっている。

(例) 〇〇 △△△ ※

		↓
	↓	デジット番号
↓	市区町村番号	
都道府県番号		

- ・都道府県は，県番号の後に「1000」，
- ・教育委員会番号はこの全国地方公共団体コードのうち都道府県番号と市区町村番号を活用し，市区町村番号の前に市と特別区は「2」，町は「3」，村は「4」を付与。

上記の（例）の場合，

都道府県の場合	:	1000
市及び特別区の場合	:	2△△△
町の場合	:	3△△△
村の場合	:	4△△△

2. 事務組合の場合

組合番号を活用。組合番号は5桁であるが，前2桁は都道府県番号であるので，後3桁を使い，その前に「5」を付与。

(例) 組合番号が”48123”の場合：5123

3. 共同設置の場合

”6990”代の番号を順次付与。

4. 広域連合の場合

”7990”代の番号を順次付与。

2 社会教育施設等名称ファイルの更新

このファイルは、平成 27 年度調査の際に各都道府県教育委員会から提出されたもので、11～20 ページの内容のファイル (Excel 形式) です。平成 27 年度調査から平成 30 年度調査 (平成 30 年 10 月 1 日) の間に新設 (追加)、変更、廃止等の異動があったものについて、後述の①～③によりファイル内容の更新及び既存施設のレコードで入力されていない項目の入力を行ってください。

作成に当たっては必要に応じて市町村教育委員会に御確認ください。

また、何らかの支障が起きた場合に備えて、更新前のデータは必ずバックアップを取ってから作業を行ってください。

① ファイルにデータが存在しない場合 (新設もしくは新規に調査対象となる施設)

以下の施設毎の施設整理番号のうち、現在利用していない番号を任意に割り振って新規の施設に係るデータを作成してください。

(1) 「新設・廃止別」：「2」 (新設) を入力します。

(2) 「回収の有無」：空欄とします。

(平成 30 年 12 月 10 日 (月) の最終提出時には「1」 (回収) 若しくは「2」 (未回収) と入力します。)

(3) 「修正履歴記入欄」：

「〇年〇月〇日 (新設となった日を入力) 新設」と入力します。

なお、廃止になった施設を引き継いだ場合には「〇〇のため、〇年〇月〇日 (修正日を入力) 新設」なお、廃止施設 (当該廃止施設の「教育委員会番号」「施設整理番号」) から引継ぎ」と入力します。

【施設毎の施設整理番号の範囲】

1. 公民館 (11001～17999)、公民館類似施設 (18001～18999)
2. 図書館及び図書館同種施設 (11001～18999)
3. 博物館 (11001～18999)
4. 博物館類似施設 (21001～28999)
5. 青少年教育施設 (11001～18999)
6. 女性教育施設 (11001～18999)
7. 社会体育施設 (11001～18999)
8. 民間体育施設 (21001～28999)
9. 劇場、音楽堂等 (11001～18999)
10. 生涯学習センター (11001～18999)

② ファイルのデータを変更する必要がある場合 (既存施設)

以下の要領で該当する調査項目のデータのみ変更してください。

(1) 「新設・廃止別」：「1」 (既存) を入力します。

(2) 「回収の有無」：空欄とします。

(平成 30 年 12 月 10 日 (月) の最終提出時には「1」 (回収) 若しくは「2」 (未回収) と入力します。)

(3) 「修正履歴記入欄」：

住所変更や名称変更を行った場合、「住所変更」「名称変更」などと入力してください。

(4) 設置者：

設置者の修正を行うと調査システムの修正を伴うことがあります。

設置者の修正に伴う調査システムの修正については、調査系統図で確認してください。システム上での調査票の確認権限も修正されますので、設置者の修正には注意を払ってください。

特に体育施設において公立⇄私立に関わる設置者の修正を行う際には、当該施設について、現在の施設整理番号を変更する必要があります。設置者の修正が必要な場合は本当にそうなのかよく確認してください。公立の場合の施設整理番号は11001～18999ですが、これらの施設が私立であることが判

明したら、施設整理番号を21001～28999とします。具体的には、「【H30 社会】社会体育施設」ファイルの当該施設を廃止として、「【H30 社会】民間体育施設」ファイルに当該施設を新設として追加します。

(5) 上記以外の欄：

掲載内容に変更のある事項について更新してください。

特に博物館において、登録博物館・博物館相当施設⇔博物館類似施設に関わる部分の修正がある場合には、現在の施設整理番号を変更する必要があります。

博物館類似施設の施設整理番号21001～28999ですが、これらの施設が登録博物館・博物館相当施設であることが判明したら、施設整理番号を11001～18999とします。具体的には、「【H30 社会】博物館類似施設」ファイルの当該施設を廃止として、「【H30 社会】博物館」ファイルに当該施設を新設として追加します。

※ 教育委員会番号及び施設整理番号については、前回調査との整合性を保つため、変更は行わないでください。

ただし、市町村番号変更に伴う教育委員会番号変更の場合、設置者変更に伴う教育委員会番号変更の場合、施設の変更に伴う施設整理番号変更の場合については、修正を行います。

③ 廃止となった施設がある場合

(1) 「新設・廃止別」：「3」（廃止）を入力します。

(2) 「回収の有無」：「2」（未回収）を入力します。①及び②と取扱いが異なるので御注意ください。

(3) 「修正履歴記入欄」：

「〇〇のため、〇年〇月〇日（廃止となった日を入力）廃止」と入力してください。

なお、当該廃止施設が新規施設として引き継がれる場合には、「〇〇のため、〇年〇月〇日（廃止となった日を入力）廃止 なお新設施設（「当該施設の新規の教育委員会番号」「施設整理番号」）に引き継ぎ」と入力します。

※ 廃止となった施設整理番号については欠番とし、廃止となった施設の番号を今回対象となった新設等の施設に割り振らないでください。

<入力時の注意点>

- ・「施設名称マスタ ID」「都道府県番号」「教育委員会番号」「施設整理番号」「マスタ開始年月日」「マスタ終了年月日」については修正等を行わないでください。修正が必要な場合は、当該施設データを「廃止」して、新たな行を別途作成して「新設」してください。その際に、修正前の番号又は修正後の番号を「修正履歴記入欄」に記入してください。
- ・「施設の名称」「施設の所在地」は、英数字、カタカナ、記号を含めて全て全角で入力してください。なお、その他の項目については全て半角で入力してください。
- ・「施設の所在地」は、市（東京都は特別区）、郡から記入してください。
- ・「電話番号」，「郵便番号」の数字（局番等）は、必ず「-」（半角ハイフン）でつなげてください。なお、「電話番号」は、市外局番から入力してください。

3 更新したファイルを文部科学省に提出

調査対象施設の追加・削除が生じた場合には、そのつど文部科学省に、修正を行った「社会教育施設等名称ファイル」を提出してください。その際、修正した箇所が分かるようにしてください。文部科学省において、システム上の設定を修正いたします。

《提出の前に以下の点を御確認ください》

- ① 修正を行った行について、「修正履歴記入欄」の記入及び修正が必要な欄の修正があるかどうか確認してください。
特に「教育委員会番号」「施設整理番号」に修正がある場合には、修正前の番号又は修正後の番号を「修正履歴記入欄」に記入しているかどうか確認してください。
- ② 平成 27 年 10 月以降に県内の市町村に市町村番号の修正があった場合には、当該市町村番号の修正が施設名称ファイルに反映されているかどうかを確認してください。
市町村番号の修正理由は、政令指定都市の指定・市町村合併などです。市町村番号の修正が関係する施設については、修正出来ているかどうかについて確認してください。
- ③ 「教育委員会番号」と「設置者」の関係（公立施設のみ）を確認してください。
 - ・設置者のコードは、施設ごとに異なるため確認には注意が必要です。
 - ・教育委員会番号＝1000 の場合は、設置者は県になります。
 - ・教育委員会番号＝2＋市町村番号の場合は、設置者は市になります。
 - ・教育委員会番号＝3＋市町村番号の場合は、設置者は町になります。
 - ・教育委員会番号＝4＋市町村番号の場合は、設置者は村になります。
 - ・教育委員会番号＝5＋市町村番号の場合は、設置者は組合になります。
- ④ 政令指定都市に所在する施設における「施設の所在地 市町村番号」を確認してください。
政令指定都市を示す代表番号ではなく、個々の行政区を示す行政区番号が、入力されているか御確認ください（政令指定都市がない県については作業不要です）。
- ⑤ 異なる「施設等名称ファイル」の中で同じ施設が重複していないか確認してください。
下記のファイルについて、同一の施設がそれぞれのファイルに調査対象として計上されることがないように確認してください（複数のファイルに計上されている場合は、一つ以外は必ず廃止となっていることを確認してください）。
 1. 【H30 社会】公民館・【H30 社会】劇場、音楽堂等・【H30 社会】生涯学習センター
 2. 【H30 社会】博物館・【H30 社会】博物館類似施設
 3. 【H30 社会】社会体育施設・【H30 社会】民間体育施設
- ⑥ 「施設等名称ファイル」ごとに施設の定義を確認してください。
「IV 社会教育施設等名称ファイルについて」に記載している調査対象についての範囲を参照の上、「施設等名称ファイル」における施設を確認し、調査対象であるか否かを判断してください。特に体育施設については、他の調査対象施設の附属施設については調査対象外となることに留意してください。
判断に当たって疑義等がある場合には、文部科学省に御相談ください。

IV 社会教育施設等名称ファイルについて

以下では例として文科県（都道府県番号 48）に所在する施設について記載します。

実際の更新作業の際は、配布したファイルの該当項目を上書き修正し、「修正履歴記入欄」にどの項目をどのように修正したのか新旧を明確に記入してください。

都道府県番号・教育委員会番号・施設整理番号の組合せによって当該施設を特定する仕組みとなっておりますので、教育委員会番号が異なるのであれば、施設整理番号が同じでも異なるデータとして登録されます。

1. 公民館名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】公民館）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	公民館・類似別	設置者	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
2	48	2100	100	11001	48	105	2	1		1	1	虎ノ門公民館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容	
施設名称マスタID	1	「2」（固定）	
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号	
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号	
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」	
施設整理番号	5	公民館（11001～17999）公民館類似施設（18001～18999）	
施設の所在地	都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
公民館・類似別	1	公民館本館（中央館）「1」、公民館本館（地区館）「2」、公民館分館「3」、公民館類似施設「4」	
設置者	1	市（区）「1」、町「2」、村「3」、組合「4」、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「5」	
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」	
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」	
施設名称		施設名称（全角）	
施設の所在地		施設の所在地（全角）、市（区）町村・郡から記入	
電話番号		施設の電話番号（半角）、市外局番から記入 「-」でつなげる	
郵便番号		施設の郵便番号（半角）、「-」でつなげる	
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要	
マスタ終了年月日		教育委員会による入力不要	
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入	

○ 公民館調査の対象となる施設について

- (1) 社会教育法第 21 条の規定に基づき設置された公民館。
- (2) 同法第 42 条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が条例で設置した施設で市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）が所管するもの。

ただし、公民館類似施設については、市町村教育委員会が所管（一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人又はその他の非営利法人に管理運営を委託しているものを含む。）する公民館と同様の事業を行うことを目的に掲げる社会教育会館，社会教育センター等に限り（生涯学習センター，劇場，音楽堂等，集会所，自治公民館は除く）。

※ 公民館については、本館・分館別に調査票を作成して回答します。

※ 青空公民館（建物のないもの）も、設置条例によるものは調査対象です。

※ 私立の公民館類似施設は調査対象外です。

2. 図書館名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】図書館）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市(区)町村番号	設置者	本館・分館別	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
3	48	1000	000	11001	48	107	6	1		1	1	虎ノ門図書館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容	
施設名称マスタID	1	「3」（固定）	
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号	
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号	
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」	
施設整理番号	5	図書館・図書館同種施設（11001～18999）	
施設の所在地	都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」、市(区)「2」、町「3」、村「4」、組合「5」、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「6」、日本赤十字社「7」	
本館・分館別	1	本館「1」、分館「2」	
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」	
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」	
施設の名称		施設の名称(全角)	
施設の所在地		施設の所在地(全角)、市(区)町村・郡から記入	
電話番号		施設の電話番号(半角)、市外局番から記入「-」でつなげる	
郵便番号		施設の郵便番号(半角)、「-」でつなげる	
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要	
マスタ終了年月日		教育委員会による入力不要	
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入	

○ 図書館調査の対象となる施設について

- (1) 図書館法第2条に規定する図書館。
- (2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの。

※ 分館については、本館とは別の調査票を作成して回答します。

※ 図書館法第2条に規定する図書館は、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置するいわゆる「公共図書館」が調査対象です。したがって、図書館法第2条に規定されていない点字図書館や宗教学者が設置する図書館（いわゆる「専門図書館」）や学校図書館等は調査対象外です。

※ 図書館同種施設は、独立した組織として地方公共団体が設置しているものを対象とします。他の施設に付属する図書室・資料室や学校図書館は調査対象外です。

3. 博物館名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】博物館）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市(区) 町村番号	設置者	博物館・相当別	博物館の種類	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
4	48	1000	000	11002	48	101	3	1	4	1	1	虎ノ門博物館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容
施設名称マスタID	1	「4」（固定）
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」
施設整理番号	5	博物館・博物館相当施設（11001～18999）
施設の所在地	都道府県番号	2 当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市(区) 町村番号	3 当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	2	国「1」、独立行政法人「2」、都道府県「3」、市(区)「4」、町「5」、村「6」、組合「7」、地方独立行政法人「8」、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「9」、その他「10」
博物館・相当別	1	博物館「1」、博物館相当施設「2」
博物館の種類	1	総合博物館「1」、科学博物館「2」、歴史博物館「3」、美術博物館「4」、野外博物館「5」、動物園「6」、植物園「7」、動植物園「8」、水族館「9」
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」
施設の名称		施設の名称(全角)
施設の所在地		施設の所在地(全角)、市(区) 町村・郡から記入
電話番号		施設の電話番号(半角)、市外局番から記入 「-」でつなげる
郵便番号		施設の郵便番号(半角)、 「-」でつなげる
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要
マスタ終了年月日		教育委員会による入力は不要
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

○ 博物館調査の対象となる施設について

調査の範囲は、博物館法第2条に規定する博物館及び博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設を対象とします。

4. 博物館類似施設名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】博物館類似施設）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者 空白	博物館の種類 空白	新設・廃止別 1	回収の有無 1	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
X	48	1000	000	21001	48	108	3	3	1	1	文部科学博物館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容
施設名称マスタID	1	「X」（固定）
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」
施設整理番号	5	博物館類似施設（21001～28999）
施設の所在地	都道府県番号	2 当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3 当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	2	国「1」、独立行政法人「2」、都道府県「3」、市（区）「4」、町「5」、村「6」、組合「7」、地方独立行政法人「8」、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「9」、その他「10」
博物館の種類	1	総合博物館「1」、科学博物館「2」、歴史博物館「3」、美術博物館「4」、野外博物館「5」、動物園「6」、植物園「7」、動植物園「8」、水族館「9」
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」
施設の名称		施設の名称（全角）
施設の所在地		施設の所在地（全角）、市（区）町村・郡から記入
電話番号		施設の電話番号（半角）、市外局番から記入 「-」でつなげる
郵便番号		施設の郵便番号（半角）、「-」でつなげる
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要
マスタ終了年月日		教育委員会による入力は不要
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

○ 博物館類似施設調査の対象となる施設について

調査の範囲は、博物館と同種の事業を行い、博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設を対象とします。

5. 青少年教育施設名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】青少年教育施設）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者	施設の種類	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
5	48	0000	000	11001	48	459	6	2		2	1	虎ノ門青年の家	虎ノ門市 虎ノ門区 文部7丁目 8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容	
施設名称マスタID	1	「5」（固定）	
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号	
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号	
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」	
施設整理番号	5	青少年教育施設（11001～18999）	
施設の所在地	都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」、市(区)「2」、町「3」、村「4」、組合「5」、独立行政法人「6」	
施設の種類	1	少年自然の家「1」、青年の家（宿泊型）「2」、青年の家（非宿泊型）「3」、児童文化センター「4」、野外教育施設「5」、その他の青少年教育施設「6」	
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」	
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」	
施設の名称		施設の名称(全角)	
施設の所在地		施設の所在地(全角)、市(区)町村・郡から記入	
電話番号		施設の電話番号(半角)、市外局番から記入 「-」でつなげる	
郵便番号		施設の郵便番号(半角)、 「-」でつなげる	
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要	
マスタ終了年月日		教育委員会による入力不要	
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入	

○ 青少年教育施設調査票の対象となる施設について

調査の範囲は、青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設（少年自然の家、青年の家、児童文化センター等）を対象とします。

ただし、児童福祉法による児童厚生施設（児童館及び児童遊園）及びその類似施設（児童センター、児童会館、こどもの国など）、勤労青少年福祉法に基づく勤労青少年ホーム及びその類似施設（勤労青少年会館など）は除きます。

なお、地方公共団体が設置した施設については、条例で設置したものに限りません。

6. 女性教育施設名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】女性教育会館）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者	空白1	空白2	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
6	48	1000	000	11001	48	101	6			1	1	虎ノ門女性会館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容
施設名称マスタID	1	「6」（固定）
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」
施設整理番号	5	女性教育施設（11001～18999）
施設の所在地	都道府県番号	2 当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3 当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」、市（区）「2」、町「3」、村「4」、組合「5」、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「6」、独立行政法人「7」
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」
施設の名称		施設の名称（全角）
施設の所在地		施設の所在地（全角）、市（区）町村・郡から記入
電話番号		施設の電話番号（半角）、市外局番から記入 「-」でつなげる
郵便番号		施設の郵便番号（半角）、「-」でつなげる
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要
マスタ終了年月日		教育委員会による入力は不要
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

○ 女性教育施設調査票の対象となる施設について

調査の範囲は、女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設（女性会館、女性センター等その名称の如何にかかわらず、女性教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設をいう。ただし、働く女性の家、勤労者家庭支援施設、農村女性の家を除く。）を対象とします。

7. 社会体育施設名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】社会体育施設）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者	管理運営者	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
7	48	1000	000	11001	48	105	1	3		1	1	虎ノ門体育館	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容
施設名称マスタID	1	「7」（固定）
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」
施設整理番号	5	社会体育施設（11001～18999）
施設の所在地	都道府県番号	2 当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3 当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」、市（区）「2」、町「3」、村「4」、組合「5」
管理運営者	1	県・市による入力は不要
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」
施設の名称		施設の名称（全角）
施設の所在地		施設の所在地（全角）、市（区）町村・郡から記入
電話番号		施設の電話番号（半角）、市外局番から記入 「-」でつなげる
郵便番号		施設の郵便番号（半角）、「-」でつなげる
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要
マスタ終了年月日		教育委員会による入力は不要
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

○ 社会体育施設調査の対象となる施設について

調査の範囲は、一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設を対象とします。

※ 地方公共団体が設置する施設には地方自治法第 244 条の 2 により管理者を指定しているものを含みません。

なお、学校や青少年教育施設等の社会教育施設に附帯する体育施設は対象外とします。

8. 民間体育施設名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】民間体育施設）

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者	非営利・営利別	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設の名	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
Y	48	2100	100	21001	48	101	7			1	1	虎ノ門スポーツクラブ	虎ノ門市 虎ノ門区 文部7丁目 8-1 9	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容	
施設名称マスタID	1	「Y」（固定）	
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号	
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号	
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」	
施設整理番号	5	民間体育施設（21001～28999）	
施設の所在地	都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
	市（区）町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	独立行政法人「6」，一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人「7」，会社「8」，その他の法人「9」，任意団体「10」，個人「11」	
非営利・営利別	1	県・市による入力は不要	
新設・廃止の別	1	既存「1」，新設「2」，廃止「3」	
回収の有無	1	回収「1」，未回収「2」	
施設の名		施設の名（全角）	
施設の所在地		施設の所在地（全角），市（区）町村・郡から記入	
電話番号		施設の電話番号（半角），市外局番から記入 「-」でつなげる	
郵便番号		施設の郵便番号（半角），「-」でつなげる	
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要	
マスタ終了年月日		教育委員会による入力不要	
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入	

○ 民間体育施設調査の対象となる施設について

調査の範囲は，一般の利用に供する目的で独立行政法人又は民間が設置した体育館，水泳プール，運動場等のスポーツ施設を対象とします。

なお，学校や青少年教育施設等の社会教育施設に附帯する体育施設は対象外とします。

※ 民間の設置する体育施設のうち，企業の職員の福利・厚生用の施設は除きます。

9. 劇場, 音楽堂等名称ファイル (ファイル名: 48_文科県_【H30 社会】劇場, 音楽堂等)

施設名称マスタID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市(区)町村番号	設置者	所管別	管理運営者	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
8	48	1000	000	11001	48	101	1	2	6	1	1	虎ノ門劇場	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容	
施設名称マスタID	1	「8」(固定)	
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号	
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号	
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」	
施設整理番号	5	劇場, 音楽堂等 (11001~18999)	
施設の所在地	都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号 (01~47)
	市(区)町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」, 市(区)「2」, 町「3」, 村「4」, 組合「5」, 独立行政法人「6」, 公益法人「7」, 会社「8」, その他「9」	
所管別	1	教育委員会「1」, 首長部局「2」	
管理運営者	1	教育委員会による入力・修正・訂正は不要	
新設・廃止の別	1	既存「1」, 新設「2」, 廃止「3」	
回収の有無	1	回収「1」, 未回収「2」	
施設の名称		施設の名称(全角)	
施設の所在地		施設の所在地(全角), 市(区)町村・郡から記入	
電話番号		施設の電話番号(半角), 市外局番から記入 「-」でつなげる	
郵便番号		施設の郵便番号(半角), 「-」でつなげる	
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要	
マスタ終了年月日		教育委員会による入力は不要	
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入	

○ 劇場, 音楽堂等調査票※の対象となる施設について

調査の範囲は, 地方公共団体, 独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場, 音楽堂等(劇場, 音楽堂, 文化会館, 市民会館, 文化センター等)で, 音楽, 演劇, 舞踊など, 主として舞台芸術のための固定席数 300 席以上のホールを持つ施設を対象とします。

また, 固定席には電動により収納移動できるものを含みます。

なお, 公民館, 公民館類似施設, 生涯学習センター及び野外施設は除きます。

10. 生涯学習センター名称ファイル（ファイル名：48_文科県_【H30 社会】生涯学習センター）

施設名称マスターID	都道府県番号	教育委員会番号	市町村識別番号	施設整理番号	施設の所在地 都道府県番号	施設の所在地 市（区）町村番号	設置者	所管別	空白	新設・廃止別	回収の有無	施設の名称	施設の所在地	電話番号	郵便番号	余白	マスタ開始年月日	マスタ終了年月日	修正履歴記入欄
9	48	1000	000	11001	48	101	1	1		2	1	虎ノ門生涯学習センター	虎ノ門市虎ノ門区文部7丁目8-19	03-5253-4111	100-8959		20081001		

各項目の入力内容

項目	桁数	入力内容
施設名称マスターID	1	「9」（固定）
都道府県番号	2	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する都道府県番号
教育委員会番号	4	当該施設の調査票を収集する教育委員会の番号
市町村識別番号	3	当該施設の調査票を収集する教育委員会が所在する市町村番号 都道府県教育委員会・文部科学省が収集する場合は「000」
施設整理番号	5	生涯学習センター（11001～18999）
施設の所在地 都道府県番号	2	当該施設が所在する都道府県番号（01～47）
市の（区）町村番号	3	当該施設が所在する市町村番号 政令指定都市については代表番号ではなく行政区ごとの市町村番号を記入
設置者	1	都道府県「1」、市（区）「2」、町「3」、村「4」、組合「5」
所管別	1	教育委員会「1」、首長部局「2」
新設・廃止の別	1	既存「1」、新設「2」、廃止「3」
回収の有無	1	回収「1」、未回収「2」
施設の名称		施設の名称（全角）
施設の所在地		施設の所在地（全角）、市（区）町村・郡から記入
電話番号		施設の電話番号（半角）、市外局番から記入 「-」でつなげる
郵便番号		施設の郵便番号（半角）、「-」でつなげる
マスタ開始年月日		教育委員会による修正・訂正は不要
マスタ終了年月日		教育委員会による入力不要
修正履歴記入欄		ファイルの修正がある場合にその旨記入

○ 生涯学習センター調査票の対象となる施設について

調査の範囲は、地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下枠内の(1)～(6)の事業の全部または一部を行い、地方公共団体が条例又は要綱で設置した施設を対象とします。

なお、市（区）町村立の施設については名称に「生涯学習」を含む施設を対象とします。

ただし、公民館調査票の対象施設は除きます。

(1) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
(2) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
(3) 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
(4) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
(5) 生涯学習の成果に対する評価に関すること
(6) 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること
※ 事業は平成2年中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」による

④ 事業所母集団名簿の利用について

事業所母集団名簿は社会教育施設等名称ファイルを更新する際に、参考として利用いただくものです。

本名簿は、平成 26 年度「経済センサス-基礎調査」をベースに行政記録情報を追加して作成されたもの（平成 28 年 6 月 1 日現在）です。

本名簿は社会教育調査の対象の把握を目的として使用を許可されているものですので、社会教育調査施設等名称ファイル作成以外の目的には使用しないでください。

また、経済センサス名簿の使用後（平成 30 年 12 月 10 日（月）以降：社会教育施設等名称ファイルの文部科学省への提出締切）は速やかに消去・焼却等他に漏れない方法で処分し、それ以降に所有していることがないようにしてください（担当者の異動がある場合は必ず引継ぎを行ってください）。

【利用上の注意点等】

本名簿を御利用の際には次の点に御注意ください。

1. 本名簿に収録されている事業所の産業分類項目名と社会教育調査の調査対象との対応については、次ページの表のとおりです。
2. 本名簿には、社会教育調査の対象とならない事業所が含まれています。
社会教育調査の調査対象施設の範囲については各調査用の「手引」における「調査の範囲」を参照してください。
3. 本名簿からは以下の区別はできません。
 - ・「公民館」と「公民館類似施設」の別
 - ・「図書館」と「図書館同種施設」の別
 - ・「博物館」「博物館相当施設」「博物館類似施設」の別
 - ・「劇場、音楽堂等」について固定座席数 300 席以上であるか。
4. 各項目の記載事項が何を示すかは「【H30 社会】事業所母集団名簿符号表」を御参照ください。

事業所母集団名簿と社会教育調査の調査対象施設の対応表

事業所母集団名簿の産業分類			対応する社会教育調査の調査対象
大分類	中分類	小分類	
M 宿泊業，飲食サービス業	75 宿泊業	752 簡易宿所	体育施設（山小屋等）
		75B 他に分類されない宿泊業	体育施設（キャンプ場等）
N 生活関連サービス業，娯楽業	80 娯楽業	802 興行場（別掲を除く），興行団	劇場，音楽堂等
		80A スポーツ施設提供業（別掲を除く）	体育施設
		80B 体育館	
		80C ゴルフ場	
		80D ゴルフ練習場	
		80E ボウリング場	
		80F テニス場	
		80G バッテイング・テニス練習場	
		80H フィットネスクラブ	
		805 公園，遊園地	体育施設（ハイキングコース等）
80P 他に分類されない娯楽業	体育施設		
O 教育，学習支援業	82 その他の教育，学習支援業	82A 公民館	公民館
		82B 図書館	図書館
		82C 博物館，美術館	博物館
		82D 動物園，植物園，水族館	博物館
		82E その他の社会教育	青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センター
		82L スポーツ・健康教授業	体育施設
		82M その他の教養・技能教授業	体育施設（ダンススタジオなど）
R サービス業（他に分類されないもの）	95 その他のサービス業	951 集会場	女性教育施設、劇場，音楽堂等（県民会館、婦人会館等）